

平成23年山形村議会第1回定例会

議事日程（第1号）

平成23年3月2日（水曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

村長招集あいさつ

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 平成23年3月2日

（10日間）

至 平成23年3月11日

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 施政方針演説

日程第 6 長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第 7 議案第 3号

日程第 8 議案第 4号

日程第 9 議案第 5号

日程第10 議案第 6号

日程第11 議案第 7号

日程第12 議案第 8号

日程第13 議案第 9号

日程第14 議案第10号

日程第15 議案第11号

日程第16 議案第12号

日程第17 議案第13号

日程第18 議案第14号

日程第19 議案第15号

日程第 20 議案第 16 号
日程第 21 議案第 17 号
日程第 22 議案第 18 号
日程第 23 議案第 19 号
日程第 24 議案第 20 号
日程第 25 議案第 21 号
日程第 26 議案第 22 号
日程第 27 議案第 23 号
日程第 28 議案の委員会付託

出席議員（12名）

1 番 大 池 俊 子 君	2 番 三 澤 一 男 君
3 番 小 林 武 司 君	5 番 上 條 光 明 君
6 番 宮 澤 敏 君	7 番 竹 野 園 麿 君
8 番 柴 橋 潔 君	9 番 中 村 弘 君
10 番 上 条 浩 堂 君	11 番 竹 野 入 恒 夫 君
12 番 大 月 民 夫 君	13 番 神 通 川 清 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 清 沢 實 視 君	副 村 長 百 瀬 泰 久 君
教 育 長 本 庄 利 昭 君	総 務 課 長 山 口 隆 也 君
会 計 管 理 者 上 条 佐 登 子 君	保 健 福 祉 課 長 平 沢 隆 一 君
住 民 税 務 課 長 笹 野 初 雄 君	農 林 建 設 課 長 中 村 俊 春 君
保 育 園 長 大 池 孝 夫 君	教 育 次 長 小 口 正 君

総務課
審査役 住吉 誠君

事務局職員出席者

事務局長 小野 勝 憲君 書記 藤沢 ゆ き み君

◎開会の宣告

○議長（神通川清一君） おはようございます。

これより、平成23年第1回山形村議会定例会を開催いたします。

（午前 9時00分）

◎村長招集あいさつ

○議長（神通川清一君） 村長より招集のあいさつをお願いします。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） 皆さん、おはようございます。この地方、3月の声は聞いたものの朝晩の冷え込みは厳しく、春の足跡はまだまだ遠くのようにあります。

本日ここに平成23年山形村議会第1回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様全員ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本日提案いたします案件でございますが、集会施設用地の負担付き寄附の受け入れについて1件、条例改正案などが5件、それから一般会計などの平成22年度8会計の補正予算と平成23年度の新規施策を盛り込みました一般会計など7会計の当初予算など、合計では21件の案件でございます。それぞれこれからの、あるいは新年度の村の行政執行の中では重要な意味を持つ内容でありまして、十分ご審議を賜りますようお願い申し上げまして、まことに簡単ではございますが招集のごあいさつにかえさせていただきたいと思っております。ご苦労さまでございます。

◎開議宣告

○議長（神通川清一君） それでは、全員が出席で定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

出席要求者から欠席届けが出ております。上条会計管理者は、厚生に関する計画に参加のため欠席届けが出ております。

◎議事日程の報告

○議長（神通川清一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（神通川清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、5番・上條光明議員、6番・宮澤敏議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（神通川清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

去る2月22日開催の議会運営委員会において本定例会の会期を本日から3月11日までの10日間にすべきものと決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から3月11日までの10日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（神通川清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の活動状況報告につきましては、印刷してお手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

例月出納検査結果以下の報告につきましては、議会事務局から報告させます。

藤沢書記。

（事務局書記朗読）

◎行政報告

○議長（神通川清一君） 日程第4、行政報告を行います。

村長より報告願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、行政報告2件について申し上げたいと思います。

まず、松本広域圏消防防災関係機関連絡会の開催について申し上げたいと思います。

去る1月28日、松本市内におきまして、松本広域圏内における円滑な消防活動を実施するための目的で当会議が開かれまして、上條山形消防団長とともに出席させていただきました。

この組織は、松本消防局と各自治体、それから自衛隊松本駐屯、それから警察などが地域防災に向けて、有事の際どのように対応したらよいか等につきまして話し合われたわけでございます。会議の中では、鳥インフルエンザ発生時の対応や焼岳噴火時における対応などにつきまして、映像をスクリーンに映しまして話し合われたわけでございます。

また、災害救助活動を目的としました緊急消防援助隊を対象として、地方で開かれる消防訓練では最大級と言われている関東ブロック合同練習、これがことしの11月1日、2日にかけて、この地方で初めて開催される予定であることが報告されたわけでございます。この合同訓練は、スカイパークの周辺で行うこととなりそうでありまして、松本広域連合はもちろんのこと、消防局、陸上自衛隊松本駐屯のほか県松本地方事務所、県下各警察署からも参加いたしまして、先ほど申し上げましたとおり大規模な消防防災訓練が初めて中信地区で行われる予定となるわけでございます。

なお、当山形村に対しましても、各機関への参加要請等が追々来るものと予想されるわけでございます。ちなみに長野県内では、ちょうど10年前の平成13年に長野市を中心に開催されたようであります。

以上が1件目の行政報告でございます。

次に、先月開催されました当議会、山形村議会におきまして全協でございましたが、行政から総務課長より報告がありまして、この概要については申し上げましたが、中南信消防組織広域化協議会問題について経緯等を申し上げたいと思います。

去る2月4日午後1時より、松本市役所内におきまして松本広域連合正副広域連合長会議が開かれまして出席いたしました。その会議の後すぐ松本広域連合の2月定例議会が開催されまして、引き続き出席させていただきました。この日の上程されまし

た議案は、平成22年度一般会計補正予算と23年度予算案等について審議されたわけですが、主に中南信の消防広域化に向けた協議を継続するか、または中止するかについての議論に終始された感がございました。

松本広域連合内におきましては、既に皆さん方、何回もご報告申し上げましたからご承知のことと思いますが、8市村の方針としては、本村と松本市、麻績村、生坂村の1市3村が条件つきで協議継続に前向きに対しまして、塩尻市、安曇野市、朝日村、筑北村の2市2村が拙速に協議を進めることはないとの理由でございまして、反対の立場をとりまして構成8市村の方針が割れた経緯がございます。

当日、本会議が始まる前に行われました正副連合長会議の席で、菅谷連合長より「南信方面の消防本部、飯田・伊那方面が協議休止の方針が出されているという情報を得た」ということをその場で申されまして、当松本広域連合の協議会は、休止はやむを得ないという方針が示され、了承されたわけでもございました。その後の広域連合協議会議員協議会でも、休止が正式に承認されたというわけでもございます。

なお、松本広域連合の議会2月定例議会終了より5日後になりますか、2月9日には松本合同庁舎におきまして中南信消防広域化協議会が非公開で開かれ、出席されました消防本部の7団体、中南信は7団体あるわけでもございますが、足並みがそろわないということから正式に休止することが決定されたわけでもございます。

以上が経緯でございます。

以上、松本広域消防防災関係機関連絡会についてと中南信消防広域化協議会休止についての2件につきましてご報告を申し上げます。

なお、工事の発注状況につきましては、お手元に既に配付されております「工事の発注状況」にて報告にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上であります。

◎施政方針演説

○議長（神通川清一君） 日程第5、施政方針演説を行います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） 本日ここに、平成23年第1回山形村議会定例会が開会されま

したことに当たりまして、新年度に臨む私の所信の一端と施策の要旨を申し上げ、議員の皆様並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

私が一昨年3月に、再び村政のかじ取りを担わせていただくことになってから早くも2年の歳月が過ぎ去ろうとしております。この間、懸案事項の解決に取り組むとともに、「心の通う活力ある村づくり」を目指し、未来を見据えた地域づくりを進めてまいりました。

新年度も、日ごろよりいただいております行政課題へのご助言を初め、村民の皆様の生の声に真摯に耳を傾けながら、山積した諸課題解決に全身全霊を傾注してまいる所存でございます。

さて、低迷が続く日本経済に対し、年々発展する中国のGDP（国内総生産）がついに日本を超えたことが報道されました。党利党略や票目当てのご都合主義とまで言われ、混乱している菅政権の行方や、国会審議の停滞が非常に気がかりであります。民主党政権の重要な政策の柱に「地域主権」が位置づけられております。

地方自治体が自主的・主体的な地域づくりを推進していくためには、まずは財政基盤の強化が不可欠であり、地方交付税はその命綱であります。そして注目される新年度の国の予算（一般会計）の地方交付税総額は、地方自治体に配分する出口ベースで前年より2.8%増の17兆3,734億円となり、4年連続の増額が確保されることとされております。

また、補助金等の一括交付金は、新年度は都道府県へ交付され、24年度からは市町村に交付されるようになっております。「ヒモ付き交付金」ではないとされている市町村への交付金額は、5,000億円を予定しているそうでございます。

国の「埋蔵金」も底をついたこともあり、新年度の新規国債発行額は今年度当初発行額並みの約44兆3,000億円とされておりますが、歳入面で税収よりも借金の方が多いという異常事態であります。

このように国の財政の危機が深まる現況での新年度の山形村の一般会計当初予算案の要旨を申し上げたいと思います。

前年度当初予算を21.2%上回る総額36億5,200万円と前年対比6億3,600万円と大幅に伸びているわけでございます。この要因は、保育園等建設工事費が主であります。認可保育園移行事業補助金や消防分団詰所建築工事費や公共施設の修繕費に伴うものでございます。

また、歳入のうち、村税は1.2%増の8億6,251万3,000円、地方交付税は5.2%

増の12億2,000万円を見込みました。保育園建設などに充てるために3億9,000万円を基金から繰り入れる一方、村債は53.8%増の4億円といたしました。

さて、次に、新年度に向けて主な施策についてご説明申し上げたいと思います。

1といたしまして「次代を担う子どもたちの育成支援と環境づくり」、2といたしまして「環境保全と安心・安全な地域づくり・村づくり」、3といたしまして「さらなる福祉の充実と健康推進」、4といたしまして「産業の振興と活気あふれる地域づくり」、5といたしまして「男女共同参画社会へのさらなる推進」、以上を施策5本柱として推進してまいりたいと思います。

まず、1として「次代を担う子どもたちの育成支援と環境づくり」でございます。現在、小学校6年生まで対象に医療費の無料化を実施しておりますが、新年度は新たに中学3年生までに拡大したいと思います。これは少子化対策としてだけではなく、不景気の中、少しでも保護者の負担を軽減することが行政に求められていると認識したからであります。

また、3年前より県下に先駆け実施してまいりました「プレミアムパス制度」を新年度より県の施策に合わせまして、「県型プレミアムパス制度」へ移行したいと思います。この制度は、家庭における18歳未満の子どもたちすべてが対象でございます。

新規事業のうち、子どもに対する予防費として新たにヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種、そして今年度より実施している子宮頸がん予防ワクチン接種の費用負担は、全額助成してまいりたいと思います。

次に、本村の保育行政の一端を担っている「やまの子共同保育園」の認可保育園移行に伴い、その一部助成を児童福祉総務費として計上しております。今後とも子どもたちが平等に心身ともに健やかに育ち、また、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進していく必要があります。

一人ひとりの子どもの個性を生かして、保護者や家庭、地域や事業者、さらに学校と行政が一丸となって、それぞれの立場や役割を通じ連携を深め、子育て中の家庭を支えていくことが重要であると考えます。「山形村次世代育成支援対策行動計画」の後期計画は、本年22年度から26年度まででございますが、これまでの前期計画を踏まえまして、村民の皆様の要望やご意見等も反映し、時代に即応した計画を目指して策定したものでございます。

私どもは、この行動計画を指針といたしまして、子育てを支援するとともに、子育て環境の整備をさらに推進するために、医療・保健・教育等関係機関との連携のもと、

実現に向けて進めてまいります。

次に、いよいよ新年度は、山形保育園の新園舎建設に向けて本体工事が始まることとなります。

埋蔵文化財の発掘調査はほぼ終了いたしました。土地等にかかわる法的手続に時間がかかっており、当初予定していた平成24年4月よりの新園舎入園は少し遅れるかもしれません。また、敷地内に建設予定の「子育て支援センター」、これは仮称でございますが、この建設につきましては、施設内での支援内容等について流動的な点もあるため、議論を深める必要があると考えます。

保育園建設に当たりましての今後の予定は、今月3月末までには開発認可手続及び農地転用許可をまず取得いたしまして、4月末までに建設確認許可等法的手続をすべて終わらせたいと思っております。遅くとも5月中旬までには入札会を行い、1期工事を開始する予定となっております。

次に、2といたしまして「環境保全と安心・安全の村づくり」を目指します。

山形村は、清らかな水と空気など豊かな緑の恵みを享受し、四季折々の変化に富んだ美しい自然とともに歴史を刻み、先人のご努力と英知の結集によって文化を築き、発展してまいりました。しかし、我が国は市場原理主義一辺倒に走りすぎ、地域の環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球環境までが損なわれる恐れを生じさせております。

このような状況の中で、山形村は自然と人が共生し、良好な環境の保全と創造を推進するため、平成18年3月に「第一次環境基本計画」を策定いたしました。この計画は、村民すべての参加と連携のもと、「人と自然が調和した安心・安全な村づくり」を目指すものでございます。

本年度は今ある「環境基本計画」を見直し、「第二次環境基本計画」として、新年度平成23年度から27年度までの5年間の計画に沿って環境保全に努めてまいりたいと思っております。

環境保全につきましては、「太陽光発電システム設置」補助や「焼却灰100%人工砂化」や容器包装プラスチック類の収集日を月1回から2回に増やす等、環境に優しい事業につきましては、引き続き推進してまいりたいと思っております。

また、防災危機管理体制の一層の強化を図るため、新年度も総合防災訓練を実施し、減災を目指してまいりたいと思っております。

また、地域の防災の要となる消防団詰所の老朽化に伴い、本年度の上大池消防団詰

所の新築計画に引き続き、新年度は中大池消防団詰所の新築工事を予定しております。

なお、一級河川、唐沢川と三間沢川の防災・護岸工事につきましては、今後とも継続し、早急に完了するよう、松本建設事務所へ要望を続けてまいりる所存でございます。

村では、一昨年来、国の緊急経済対策等による交付金により、公共施設の安全・安心を重視した補修工事や耐震補強工事などを主に推進してまいりました。本村の公共施設も年々老朽化が進んでいるため、新年度につきましても機能の強化や拡充等を進めてまいりたいと思います。

次に、3といたしまして「さらなる福祉の充実と健康づくり事業の推進」を努めたいと思います。

山形村では、村民福祉の向上のため、健康・医療・介護を含めた福祉施策を推進してまいりました。急速に進む少子高齢化社会の中にあつて、最近の社会環境の変動は著しいものがあり、法制度を含め大きな変革期を迎えております。特に高齢社会の進行に伴い、傷がいの重度化、重複化など新たな課題も生じ、その対応は急務となっております。

本村は現在、元気な高齢者が多い状況にありますが、同時に介護を必要とする方も増加しております。いつまでも健康であり続けるために、健康づくりや生きがいがづくりが重要であると考えます。

本村では、村内福祉バスの運行や障がい者自立支援事業、障がい者地域生活支援事業、そして生きがい活動支援通所事業など、今後とも支援体制の強化を図ってまいりたいと思います。

村民の健康づくりの推進のため、集団検診・健康スクリーニングを実施しておりますが、早期発見・早期治療による医療費抑制のため、検診料金を2,000円から1,000円に引き下げる等、受診しやすいよう努めてまいります。このほか高齢者インフルエンザワクチン接種の個人負担分3,000円を1,000円にしたり、75歳以上の人間ドック補助等も継続事業として行ってまいりたいと思います。

次に、4といたしまして「産業の振興と活気にあふれる地域づくり」であります。本村の基幹産業である農業は、先人たちの努力によってすばらしい農業基盤が築かれてきました。しかしながら統計によれば、昭和40年代後半をピークに、村の人口の約7割以上を占めていた農家は年々減少し続けて現在に至っております。

5年に一度行われます「世界農林業センサス」経営体調査が昨年春実施され、その概要が先ごろ公表されました。それによりますと、5年前の平成12年の本村の農家

数は651戸でありましたが、現在は15戸少ない636戸と農家減少率は低くなっておるわけでございます。

今回のセンサス結果で特に注目されたのは、本村の耕作放棄地が43ヘクタールから34ヘクタールと9ヘクタール減少していたことであります。耕作放棄地が国も県も増加に歯止めがかからない現状下で、このような結果が出たのは、農業法人のご協力のほかに、整備の施策や安定した経営基盤の確保に向けての努力の成果であると思います。

新年度の主な事業では、「集落営農リーダー研修費」や「農村青年会議活動助成」や「農業機械共同設置事業補助」のほか、「農地流動化促進事業」も前年度に引き続き推進してまいりたいと思います。

新年度は、国の「戸別所得補償制度」の本格実施に伴う事務推進やT P P（環太平洋パートナーシップ参加問題等の情報入手と提供、そして平成24年農振計画見直しに向けての体制準備などを進めてまいります。また、農業自体が貴重な観光資源として注目されている中、農業と観光が連携し、相乗効果によって活性化を図ってまいりたいと思います。

現在もリンゴオーナー制度やブルーベリー摘み取りの観光農園やさくらんぼ収穫体験など独自の資源を生かした新たな農業を展開しておりますが、さらに、長芋・アスパラ・白ネギ・トマト・リンゴ等の村特産の食材を生かし、「B級グルメの開発」や「商品開発」等、付加価値を高めていくことが必要であると考えます。

現在、村が山形商工会へ委託しております観光業務への支援をさらに推進し、村の活性化を図ってまいりたいと思います。

昨年秋には観光協会の熱意によって、村のマスコットキャラクター「やまっち」が誕生いたしましたし、新年度は「やまっち」の着ぐるみ製作へ予算計上してございます。村内外での各種イベントの参加や特産品のPR、そして夢のある児童の人気者として、また、村のシンボルとして活躍することを期待しているわけでございます。

最後の5といたしまして、「男女共同参画社会のさらなる推進」でございます。

本村では、昨年度「山形村共同参画計画」を策定し、各家庭にダイジェスト版が配布されました。

近年、女性の社会進出が目ざましいものがあると言われておりますが、現実には幾つかの場面で差別のケースもあったようにお聞きしております。本当の意味での男女平等を問いながら、女性が社会参加しやすい環境づくりをさらに推進しなければならない

いと考えます。

現在、本村の地域づくりにかかわる各種委員会や審議会の女性登用率は36.3%に達しております。その内容は、現在の委員等総数598名のうち、女性は217名であります。年々女性参加が増えておりますが、今後は登用率40%を目指し努力してまいりたいと思います。

ちなみに県の統計では、地方自治体の審議会・委員会女性登用率は23%にとどまっているとございます。

以上、新年度に向けての重点施策5本の柱の概要を申し上げます。

さて、昨年10月に実施されました国勢調査の結果速報がこのほど県より発表されました。県下77市町村のうち、64市町村の人口が減少し、13市町村のみが増加という結果でありました。本村の人口増加率は2.8%、232人増加で、県下で5番目に増加率はランクインされたわけでございます。中信地方17市町村中ではトップでございました。

今、「少子高齢化」が枕詞になっているとまで言われておりますが、本村においては年少人口（0～14歳）の割合でございまして16.5%で、県平均の14.3%より2.2ポイント上回り、高齢化率も22.5%と県下で3番目に低く、若い世帯の増加によって、地域全体に活気をもたらしております。

以上、新年度に向けて所信の一端を申し上げますが、詳細につきましては、今回提案いたしました諸議案の中で担当職員より説明申し上げます。

私は、着実に進められる地域主権改革の中で、将来を見据え、さらに地域が発展するために、判断力・決断力、そしてスピード感を持って積極的に施策を展開していくことが大切であると考えます。

今後とも、議員の皆様、そして村民の皆様のご支援、ご協力を切にお願い申し上げます。

以上、平成23年度に向けての施政方針にかえさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

◎長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙

○村長（清沢實視君） 日程第6、長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙を行います。

長野県地方税滞納整理機構議会議員につきましては、長野県地方税滞納整理機構規約第8条の規定により、町村議会議員から2名を選出することになっておりますが、候補者が3名となったため、今回選挙が行われるものです。

この選挙は、長野県地方税滞納整理機構規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果のご報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこで、お諮りします。選挙結果の報告につきましては、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することに決定しました。

ただいまから選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(神通川清一君) ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の規定により、上條光明議員、宮澤敏議員、竹野園麿議員を指名します。

候補者名簿を配付します。

(候補者名簿の配付)

○議長(神通川清一君) 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) 配付漏れなしと認めます。

これより、投票用紙を配付します。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

(投票用紙の配付)

○議長(神通川清一君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（神通川清一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（神通川清一君） 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

議席番号1番から順次投票してください。投票に当っては、事務局長に点呼させます。

事務局長。

○事務局長（小野勝憲君） それでは、順次登壇して投票用紙を投票箱に投入して、議席に復してください。

（事務局長、点呼）

（投票）

○議長（神通川清一君） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

上條光明議員、宮澤敏議員、竹野園麿議員、立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（神通川清一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数・12票、有効投票・12票、無効投票・ゼロ票。

有効投票の内訳を申し上げます。

久保田三代君・ゼロ票、山本陽一君・9票、関島伸喜君・3票。

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

（議場の閉鎖解除）

◎議案第3号

○議長（神通川清一君） 日程第7、議案第3号「新和連絡班集会施設用地の負担付き寄附の受け入れについて」議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長(清沢實視君) それでは、議案第3号「新和連絡班集会施設用地の負担付き寄附の受け入れについて」の提案説明を申し上げたいと思います。

平成23年2月7日付で、新和連絡班集会所の敷地において、新和連絡班代表・左澤滋氏から、土地の共有名義人の寄附同意書及び寄附に至る経緯等を添えて村へ寄附採納願いが提出されました。

なお、寄附に当たり条件が付されているため、負担付き寄附の受け入れと認められますので、地方自治法第96条第1項第9号の規定によりまして、議会の議決を求めますのでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(神通川清一君) 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) それでは、議案第3号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

竹野園麿議員。

○7番(竹野園麿君) 参考のために、現在の所有の名義人の名前はどのようなかお聞きしたいと思います。

○議長(神通川清一君) 山口総務課長。

○総務課長(山口隆也君) 名義人ですが、川上文男さん、それから高澤文子さん、それぞれ2分の1ずつです。

○議長(神通川清一君) 竹野議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

竹野入恒夫議員。

○11番(竹野入恒夫君) 参考のためにお聞きしたいのですが、今、山形村では各連絡班からの寄附状況は、寄附してもらって村の関係になるというのはどのぐらい例があるのですか。

○議長(神通川清一君) 山口総務課長。

○総務課長(山口隆也君) 今回の新和連絡班の関係で10カ所目になります。

○議長(神通川清一君) 竹野入議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案第4号

○議長（神通川清一君） 日程第8、議案第4号「山形村ふれあいの館施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長（清沢實視君） それでは、議案第4号「山形村ふれあいの館施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

山形村放課後児童健全育成事業の利用時間は、現在、下校時からとなっておりますが、本年度4月からは午後5時からを受け入れ時間とするため、利用時間が短縮することに伴いまして、利用料月額4,200円を月額2,200円に引き下げ改正を行うものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（神通川清一君） それでは、議案第4号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案第5号

○議長（神通川清一君） 日程第9、議案第5号「山形村子ども医療給付金条例の一部を改正する条例について」議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長(清沢實視君) 議案第5号「山形村子ども医療給付金条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げたいと思います。

現在の福祉医療給付事業における子育て支援関係給付の対象は、小学校卒業までとなっておりますが、平成23年4月診療分からは、対象を中学校卒業まで拡大したいと考えております。これに伴い、年齢を満12歳から満15歳に改めるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(神通川清一君) 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) それでは、議案第5号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

上条浩堂議員。

○10番(上条浩堂君) この条例の改正に対するのは、もちろん賛同であります、それに伴い高額医療等の負担行為も当然増えるのではないかと思われますが、その辺はどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長(神通川清一君) ただいまの質問に対し、平沢課長。

○保健福祉課長(平沢隆一君) 高額医療の部分につきましては、各医療保険での対応となっておりますので、あくまで子ども医療費につきましては、窓口での負担についてのワンレセプト500円を除いた額を給付するという内容のものでございます。

以上です。

○議長(神通川清一君) 上条議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

大池俊子議員。

○1番(大池俊子君) 1番、大池です。この中学校3年までということは、ずっと希望していたことなので、本当にありがたいと思っています。確認ですが、この15歳というのは、通院・入院すべてを含めての医療費無料化ということととっていいでしょうか。

○議長(神通川清一君) 村長。

○村長(清沢實視君) そうです。

○議長(神通川清一君) 大池議員、よろしいですか。

○1 番（大池俊子君） いいです。

○議長（神通川清一君） ほかに質疑はございませんか。

竹野園麿議員。

○7 番（竹野園麿君） 付託される担当委員会の立場なのだけれども、ここで全員いるところでもってお聞きしたいというものは、一律15歳まで、つまり中学3年までということですが、今いろいろ問題になっているけれども、国の方の子ども手当などに対する考え方もそうなのだけれども、所得制限をすべきか、あるいはこれみたいに一律全部考えなくてこうやって支給するという、所得制限に対する村長の考え方をどんなものかということをお聞きしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 現在のところ所得制限は考えないような考えでございます。

○議長（神通川清一君） 竹野議員。

○7 番（竹野園麿君） 所得制限は考えなくて全部やるということはわかっているのですが、いわゆる所得制限をしないで支給するという考え方、どっちが、所得制限したほうがいいのか、あるいはこういうふうにして所得制限しないで全15歳を押し並べて支給するのがいいのかという、しかもそれがなぜというあたりをどんなふうと考えているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 平沢課長。

○保健福祉課長（平沢隆一君） この子ども医療費につきましては、小学校入学前までの入院と通院につきましては、県の補助対象になっております。また、小学校1年生から小学校3年生までの入院につきましても、県の補助対象となっております。

県の補助対象の事業につきましては、かつては所得制限は設けられておりました。ただ、2～3年前だと思いますが、県の方も所得制限を全廃しております。その考え方の基本は、やはり子ども医療の精神、考え方というものが、経済的弱者のいわゆる救済という目的ではなく、やはり子育て支援に対する支援という考え方の中で、所得に関係なくそれぞれの該当する家庭に支援をするという考えに立っておりますので、山形村も同じ考えの中で所得制限を設けておりません。

以上です。

○議長（神通川清一君） 竹野議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案第6号

○議長（神通川清一君） 日程第10、議案第6号「山形村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、議案第6号「山形村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

今回の改正は、平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げた出産育児一時金の支給額について、平成23年4月から恒久化することに伴いまして改正するものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） それでは、議案第6号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

上条浩堂議員。

○10番（上条浩堂君） 少子化に伴う重要な施策で大変ありがたい施策だと思います。

つきましては、35万円から39万円にする根拠の一端を伺いたいと思います。お願いします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、笹野住民税務課長。

○住民税務課長（笹野初雄君） ここにうたってある39万円というものは、お医者さんによっては3回の保障制度に加入している医療は42万円、3万円上乘せされております。引き上げの根拠ですけれども、厚生労働省の方の統計で、全国の医療機関の1件当たりの費用に対しての平均値を求めた数字の中での4万円の引き上げという、そういう数字になっております。

○議長（神通川清一君） 上条議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案第7号

○議長（神通川清一君） 日程第11、議案第7号「山形村村道等の占用料徴収に関する条例の一部を改正する条例について」議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長（清沢實視君） それでは、議案第7号「山形村村道等の占用料徴収に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

村道の占用料につきましては、国の道路法施行令に定められております国道の占用料の額に準じて定めております。国におきましては、近年の全国的な地価水準の変動を踏まえ、道路法施行令の一部を改正、平成22年12月3日付で道路法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成23年4月1日より占用料が改正されることとなりました。

そこで、国の占用料の改正に合わせて、村道の占用料を改正しようとするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） それでは、補足説明を申し上げます。

村道の占用料等につきましては、先ほど村長の方から申し上げましたが、道路法施行令による所在地別区分により占用料の額が規定されておまして、ほとんどの自治体は施行令に準じるようにしております。

国におきましては、過去何回か道路法施行令の改正がなされまして、その都度、占用料も改正されてきておるといふふうに思っております。

山形村におきましては、平成9年以降占用料が改正されておられません。そこで今回、今回の道路法施行令の改正に合わせて、占用物件の区分、単位、単価等、全面的に道路法施行令別表に合わせたものに改正。同時に、条例中の字句を修正するととも

に、占用料の督促、延滞金条項等を設けるなど、条例の整備も図ろうとするものでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

第1条目的でございますが、この部分につきましては字句等の修正でございます。

第3条占用料の徴収でございますが、先ほども申し上げましたが、別表、占用料の額、これにつきましては国の国道の占用料の額にすべて改正をしたいというものでございます。

第3条の2項、別表2というのがあったわけでございます。これは「用悪水路、公共空地、道路予定地等の占用料は別表第2に定める占用料を徴収する」というふうにありましたが、これにつきましては既に国の方の政令には別表がないというものでございまして、今回これを削除するものでございます。

それから第5条の占用料の計算でございますが、端数の明示がなかったものですから、1項で「10円未満の端数がある場合は切り捨てる」という条項を新たに設けております。

同じく第5条の3では、1平方メートル未満、あるいは1メートル未満、これにつきましても端数の明示が現行ではなかったものですから、「端数は切り上げる」というものにつけ加えております。

先ほども申し上げましたが、現行では督促だとか延滞金については特に明示がなかったものですから、今回新たに村の税外収入金督促、あるいは延滞金条例に順次まして督促・延滞金条項を設けたものでございます。

それから別表をご覧いただきたいと思います。別表でございますが、特に山形村で多い電柱、電話柱でございますが、現行では電柱は1本しか明示がございません。それから電話柱も1本しか明示がございませんが、既に政令では電話柱につきましては第1種から3種まで分かれております。同じく電話柱も第1種から第3種に分かれております。こうしたこともございまして、今回、全面的に国の政令にあります別表に合わせるものでございます。

占用料につきましては、今回ほかの自治体のをすべてではないのですが、2～3見させていただきましたが、山形村のように平成9年以来改正されていないところもございまして、既に改正されている市町村もございまして、今回この際、全面的に国の政令のものに合わせたいというものでございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（神通川清一君） 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第7号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 2つお聞きします。

1つは、この例えば電柱などの単価というのは、各個人の家にもあるので、そういうものと比較して同じ額になっているのかどうかということをお聞きしたい。

それともう1つは、今言った平成9年以来、道路法施行令に合わせてやってきていなかったという、今まで施行令の改正が何回ぐらいあったのか、なぜ施行令の改正ごとにできなかったのかというあたり、忙しすぎたのかどうか、その辺わかったらお聞きしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） 過去何回国の方から改正があったかということでございますが、改正のあれを見ますと結構国はその都度、ちょっと何回あったか詳細まではわかりませんが、なされてきているということでございます。たまたま今回は総務の方からもお話がありまして、この際きちんと合わせたほうが良いということで今回合わせるものでございます。

それから現在の道路占用の主なものは、先ほど言いましたように電柱と電話柱がほとんどでございます。NTTの東日本、それから中部電力、個人のもものは1件か2件、ちょっと明細はあれなのですけれども、個人的なものは。

○7番（竹野園麿君） 例えば中電が公共の土地を使って幾ら払う。同じ中電が、例えばAさんならAさんの土地を同じように使っているというふうに、これと単価は同じになっているかどうかというあたりを聞きたい。

○農林建設課長（中村俊春君） それはちょっとここでは。個人の関係は承知していませんので。

○議長（神通川清一君） 竹野議員、よろしいですか。

竹野議員。

○7番（竹野園麿君） あとは付託された委員会の方へお任せします、審査は。

○議長（神通川清一君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案第8号

○議長（神通川清一君） 日程第12、議案第8号「山形村ミラ・フード館施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、議案第8号「山形村ミラ・フード館施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」提案説明を申し上げます。

ミラ・フード館のシアタールームにつきましては、本来のシアタールームとしての利用が減少している中で、会議等多目的に有効に利用できるように固定式の椅子を撤去し、新年度から会議室として利用するために施設使用料を新たに設定するものでございます。

また、食堂の使用料につきましては、昨年9月からこの3月まで使用料の減免措置を講じておりますが、新年度から食堂の使用料の改正を行うことに伴い条例改正をお願いするものでございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） それでは、議案第8号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

三澤議員。

○2番（三澤一男君） この別表第3の16万5,000円を8万2,000円にしたという根拠を教えてくださいと思います。

○議長（神通川清一君） 小口次長。

○教育次長（小口 正君） ご説明を申し上げます。

まず、本村には公共施設を同じように使っているというケースがこれしかないわけですので、近隣の例を参考にさせていただきました。具体的に申し上げますと、松本市の波田にあります情文のあそこに喫茶店が入っておりますけれども、その算出方法を例とさせていただいて建築費、課税標準等を出しまして、それに面積を掛けて

月割りをしてというような形で算出をさせていただきました。

その部分については、いわゆる家賃的な部分となりますし、また、今までと違いますか、この3月まで5万円として減額をしておるわけですが、これは光熱水費相当分ということでの考え方でありますので、それをプラスいたしまして5万円と3万2,000円、合計で8万2,000円という形で算出をさせていただいたわけであります。

○議長（神通川清一君） 三澤議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君） シアタールームを改造して会議室にしたということですが、「シアタールーム」という名称でいいのかどうか、変える予定はないのか。

○議長（神通川清一君） 小口次長。

○教育次長（小口 正君） 私どもも名称については検討いたしましたけれども、あくまでいわゆるシアタールームといいますか、DVDの映像とか、そういったものがまだ装置もありますし、見ることもできるものですから、当面は「シアタールーム」という名称でお願いしたいというふうに考えております。

○議長（神通川清一君） 竹野入議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

竹野議員。

○7番（竹野園麿君） 今、三澤議員の質問、別表第3の中の16万5,000円を8万2,000円にした。8万2,000円の根拠については今、説明がありました。ちゃんとした計算根拠があるということで8万2,000円。そうすると、つい1年前まで16万5,000円だったという、これはどういうふうに説明されるのですか。高すぎた、そういうことですか。

○議長（神通川清一君） 小口次長。

○教育次長（小口 正君） この計算式で見ていきますと、議員おっしゃられるように高かったのではないかというふうに思います。

○議長（神通川清一君） 竹野議員、よろしいですか。

竹野議員。

○7番（竹野園麿君） 何かそうするとえらく倍も高いものだから、どう説明するのか。実際やっていた人は、前に16万5,000円払っていた人、大変厳しい経営状況だというふうに聞いておりますが、その方にはどうやって説明されるのですか。

○議長（神通川清一君） 教育長。

○教育長（本庄利昭君） 当初の現行といいますか、16万5,000円という家賃ではありますが、これは一番最初オープン当初は、どうもはっきりしたどういう根拠でというものは残っていないのですけれども、いろいろ聞いてみる中では、当初の一番最初の建設費に対して家賃というものを出していたようです。それでそういう値段だったかなという気がしております。

一番最初のときの考え方は、例えば什器類といいますか、器であったり、家具類もすべて村側で提供したというようなことがありましたので、一番最初はその料金が適正だったかなというふうに思います。その後については、やはり高かったかなということは現在ではそんなふうに思います。

以上です。

○議長（神通川清一君） 竹野議員、よろしいですか。

○7番（竹野園麿君） あと委員会にお任せします。

○議長（神通川清一君） ほかに質疑はありませんか。

上条浩堂議員。

○10番（上条浩堂君） 所属委員会ではありますが、あえて今8万2,000円の根拠は何でしたが、昨年募集した額を改めてここでお聞きしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 教育長。

○教育長（本庄利昭君） 募集の要件でありますけれども、16万5,000円という要件で募集いたしました。結果でありますけれども、ご存じのとおり2社応募があったのですけれども、相手方であります業者につきましても、要望事項としまして料金の見直しを要望しますという条件が入っておりました。これは結果論でありますけれども、当時応募した業者については、それが必須条件ということではないのですが、希望として料金見直しという要項が出ていたという経過であります。

以上です。

○議長（神通川清一君） 上条議員。

○10番（上条浩堂君） わかりました。

その後、村長の特例条項により5万円、これに対しては村長の裁権でありますので何も申し上げませんが、16万5,000円で募集し、1年もたたないうちに8万2,000円、一般的に見れば半額です。これについては大変疑問に思うところですが、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 本庄教育長。

○教育長（本庄利昭君） 結局、当初の例えばミラ・フード館が始まった原点に戻りますと、すべて村が用意をして、そこへ入ってくださいという募集をしたわけでありませけれども、その後の経過の中では、村でも、内輪の話になりますが、当初ですといろいろ補助金がついたり有利な起債ということもあるのですが、その後の村費としての投資はなかなかしにくいという状況もありますので、そういった事情の中で現状のまま悪い条件といいますか、そういった流れの中で来たというふうに考えます。

よその例もそうでありますけれども、現況を見ますと、今の状態で実際有利な多くの業者さんが手を挙げて来るかということ、現在はそういう状況にはないということがありますので、そういったところと現実的なものを判断して、この値段でいくことがベターな選択かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（神通川清一君） 上条議員。

○10番（上条浩堂君） 今の教育長の説明でよくわかりました。ただ、16万5,000円で募集して今日に至るまでの期間があまりにもまだ経過していないものですから、その中であえて条例を改正してまで8万2,000円に、同じ8万2,000円でも今までの村長特例とはまるっきり意味が違うと思うのです。その辺のお考えをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 本庄教育長。

○教育長（本庄利昭君） 村長権限によります減免というのは、先ほど説明申し上げましたとおり、村長の持っている権限の中で暫定的なものだという性格のものであります。要するに経営されているというか、そこに入っている業者さんにしてみますと、暫定というのがころころとといいますか、変わる要素が十分ありますので、それをある程度普遍的な金額にしたほうが経営される側としては安定した見通しが立つという、そういった判断もございますので、議会の議決を経た使用料というものの重みというところを考えまして条例改正という方法を提案するところであります。

以上です。

○議長（神通川清一君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

ここで休憩します。午前10時40分まで休憩とします。休憩。

(午前10時25分)

○議長（神通川清一君） ただいまから休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前10時40分)

◎議案第9号～議案第16号

○議長（神通川清一君） 日程第13、議案第9号から日程第20、議案第16号までを一括議題とします。

書記をして各議案の朗読を行います。

藤沢書記。

(事務局書記朗読)

○議長（神通川清一君） ただいま一括議題としました議案第9号から議案第16号までの議案について、村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長（清沢實視君） それでは、議案第9号から議案第16号までの平成22年度山形村一般会計1会計、特別会計4会計及び公営企業会計3会計の合計8会計にかかわる補正予算について提案説明を申し上げたいと思います。

今回の補正予算は、平成22年度の締めくくりの補正予算であり、各会計の内容を正確に把握、精査の上、編成したものでございます。

まず、議案第9号「平成22年度山形村一般会計補正予算(第5号)」でございます。この一般会計補正予算(第5号)は、歳入歳出に7,708万4,000円を追加し、補正後の予算規模は総額34億1,707万2,000円とするものでございます。

歳入予算では、村税に1,512万8,000円を追加、地方交付税に1,660万4,000円を追加、国庫補助金の地域活性化交付金の第二次に1,375万1,000円を追加、寄附金の下大池コミュニティセンター建設寄附金に1,600万円、松本広域土木振興会の解散に伴う寄附金に3,118万8,000円などを計上するとともに、国庫支出金の子ども手当負担金から1,358万6,000円を減額したいというように思うわけでございます。

歳出予算では、事務事業の確定に伴いまして総務費から1,703万5,000円を減額、民

生費から2,350万円を減額、教育費から1,515万5,000円を減額するなどを行うとともに、諸支出の児童福祉施設建設改築基金の積立に3,000万円を追加、公共施設整備基金の積立金に1億2,000万円を追加などの経費を計上いたしました。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりでございます。

次に、議案第10号「平成22年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,575万1,000円を追加し、総額を8億9,060万6,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入は、国民健康保険税322万1,000円、要給付費等国庫負担金412万6,000円、療養給付費等交付金787万円を追加し、歳出では、療養諸費2,248万円を追加し、共同事業拠出金145万1,000円、特定健康診査等事業費138万1,000円をそれぞれ減額するものでございます。

引き続きまして、議案第11号でございます。「平成22年度山形村老人保健医療特別会計補正予算（第2号）」でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12万4,000円を減額し、総額を2万2,000円とするものでございます。

本年度をもって当会計を閉鎖するに伴いまして、歳入歳出それぞれ整理するものでございます。

次に、議案第12号でございます。「平成22年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ325万6,000円を追加し、総額を5,183万9,000円とするものでございます。

歳入は、後期高齢者医療保険料359万7,000円を追加し、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金326万5,000円を追加するものでございます。

次に、議案第13号「平成22年度山形村介護保険特別会計補正予算（第4号）」でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ259万1,000円を追加し、補正後の総額を5億9,661万3,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容は、歳入では、国庫支出金が129万6,000円、県支出金で181万8,000円、繰入金125万4,000円等であります。

また、歳出では、保険給付費547万円の増額、地域支援事業費217万5,000円の減額等でございます。

次に、議案第14号「平成22年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算（第2号）」でございます。今回の補正は、年度末の歳入歳出の見込みを精査いたしまして、歳入歳出それぞれ50万円を減額、予算の総額を1,239万3,000円とするものでござい

す。

歳入補正の主なものは、水道使用料の減を見込みまして、現年度分水道料金で49万8,000円を減額してございます。

歳出では、委託料等不用額の減額でございます。

次に、議案第15号でございます。「平成22年度山形村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」でございます。今回の補正は、会計の年度末の歳入歳出の見込みを精査いたしまして、歳入歳出それぞれ32万6,000円を減額、予算総額を4億2,740万円とするものでございます。

歳入補正の主なものは、下水道受益者の分担金で56万3,000円、下水道手数料で35万6,000円を減額いたしました。

歳出補正では、下水道事業管理費で120万5,000円の減額と、予備費で81万4,000円の追加が主なものでございます。

次に、議案第16号でございます。「平成22年度山形村水道事業会計補正予算（第2号）」でございます。今回の補正では、歳入歳出予算の総額に増減はありませんが、収益的収支予算内での補正でございます。

補正の内容でございますが、水道事業費におきましては、不用となります営業費用で88万円、特別損失で18万5,000円をそれぞれ減額いたします。増額とするものは、営業外費用で62万円、予備費で44万4,000円を追加するものでございます。

以上、議案第9号から議案第16号までの合計8会計にかかわる補正予算について提案説明を申し上げました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（神通川清一君） 以上で村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

最初に、議案第9号についての詳細説明はありますか。

山口総務課長。

○総務課長（山口隆也君） それでは、議案第9号「平成22年度山形村一般会計補正予算（第5号）」についての補足説明をさせていただきます。村長の説明と重複するところがあると思いますが、お願いをいたします。

まず、補正予算書の6ページをお願いいたします。

事項別明細書の総括の歳入であります。今回、歳入歳出ですけれども、村長の説明にありましたように、今回の補正は平成22年度の事務事業の確定などに伴いまして、それぞれの予算科目の追加及び減額をするものが主なものであります。

歳入、増減の大きな款について説明をさせていただきます。

まず、1の村税ですが、1,512万8,000円を追加をいたしまして、総額8億6,772万4,000円としようとするものでありまして、地方譲与税につきましても600万円を追加、総額を4,900万円とするものです。これはそれぞれ確定をしてきたということです。

次に、9の地方交付税ですが、1,660万4,000円を追加して、総額を13億4,069万3,000円としようとするもので、これは特別交付税の3月交付分を追加をいたしました。

それから12の使用料及び手数料ですが、231万6,000円の減額です。総額を3,260万1,000円とするものですが、これはミラ・フード館保健福祉センターの使用料の減ということです。

13の国庫支出金ですが、これにつきましては310万9,000円を追加しまして、2億8,343万9,000円とするものですが、地域活性化交付金の追加分等の相殺でこういう金額になっています。

それから14の県支出金ですが、1,142万9,000円の減額で、総額を1億7,935万3,000円とするものですが、これは緊急雇用創出事業補助金、これは埋蔵文化財の発掘調査等が確定したための減であります。

16の寄附金ですが、4,719万8,000円を追加いたしまして、4,797万9,000円とするものですが、これは土木振興会解散に伴うもの、それから下大池コミュニティセンターの建設寄附が含まれています。

ということで歳入総額は7ページになりますが、7,708万4,000円を追加いたしまして、34億1,707万2,000円という補正になります。

それから8ページの歳出ですが、ほとんどの款が減額補正ということでありましてけれども、13の諸支出金の関係で、これは基金の積立に1億5,008万9,000円を追加いたしました。

それでは、次に、9ページから歳入について、主な内容について説明をさせていただきます。

9ページの歳入ですが、村税、村民税ということで個人・法人、滞納・現年課税分合わせまして574万9,000円の追加、それから固定資産税ですが、これは現年滞納繰越分を含めまして880万円の追加ということです。

それから10ページですが、地方譲与税の関係、それから地方揮発油譲与税、それから自動車重量譲与税、利子割交付金、株式等譲渡所得割交付金、それから17ページになりますが、自動車取得税、地方交付税まであるのですが、これはいわゆる国・

県から村に一定のルールで交付されるものでありまして、これも確定をしたということです。

特に 11 ページにあります 9 の地方交付税につきましては、1,660万4,000円、先ほども説明しましたが、特別交付税の 3 月交付分ということになります。

次、13 ページをお願いいたします。

13 ページの 13 の国庫支出金の国庫負担金、民生費国庫負担金ですが、7 の子ども手当国庫負担金1,444万2,000円の減額であります。内訳は、ご覧のとおりです。これに伴いまして、平成 22 年度精算に伴う減額ということになります。

それからその下になりますが、国庫補助金の総務費国庫補助金の総務管理費補助金の中の地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金ですが、1,375万1,000円の追加です。当初は、たしか前回の臨時会で説明したときは、倍額の945万1,000円の追加ではないかと思ったのですが、1,375万1,000円の追加ということに額が増えてまいりました。

次に、15 ページへお願いいたします。

15 ページの 14 の県支出金の県補助金、5 の労働費県補助金ですが、898万1,000円の減額ということですが、それぞれ緊急雇用創出事業補助金というそれぞれの項目につきまして、確定をしたための減額ということになります。

次、17 ページをお願いいたします。

寄附金の関係ですが、2 の総務費寄附金の関係で1,600万円、これは下大池コミュニティセンターの建設の寄附のため、下大池区から寄附がされるものです。

それから土木費の寄附金で3,118万9,000円、これは松本広域土木振興会解散に伴う財産の返還金ということで、これは第 1 回分であります。総額で3,807万6,000円になるわけです。今回は3,118万8,000円、第 2 回目は新年度当初予算に盛っております。

歳入は以上であります。

次、歳出の関係ですが、20 ページをお願いいたします。

20 ページの総務費の総務管理費の一般管理費の 13 の委託料、それから 17 の公有財産購入費、それから備品購入費ですが、この関係、総額1,135万7,000円になるわけですが、当初人事給与システム導入をということで当初予算に盛りさせていただいたのですが、電算の方がシステムがまだ完成をしなくて、現在では安全確保の提供が望めないということで、今回全額を減額させていただきます。ということで、このシステムについては、来年の 7 月には間に合うのではないかとということで新たに新年度予

算に盛ってありますが、県下でこのシステムを導入する複数の市町村があるようですが、この市町村すべて今回の補正で減額という形になります。

次に、29ページをお願いいたします。

29ページの民生費の児童福祉費の2の児童措置費ですが、一番下になりますけれども、扶助費で1,315万円の減額ということで、これは子ども手当に関するものです。

それから30ページですが、保育園の関係で保育園費、7の賃金ですが、臨時職員の賃金470万円の減額であります。

次、45ページをお願いいたします。

45ページの教育費の教育総務費、一番下になりますが、文化財保護費で483万3,000円の減額であります。これは賃金、報償費、それから旅費、需用費、委託料、使用料及び賃借料ということで、このほとんどの関係、8を除きまして主にヨシバタ遺跡発掘、これは保育園の建設現場になりますが、ヨシバタ遺跡発掘調査の確定に伴う減額ということになります。

次、54ページをお願いいたします。

54ページの諸支出金の基金費ですが、4の児童福祉施設建設改築基金費へ3,000万円を積み立てようというものですが、3,000万円を積み立てますと総額は6億4,624万円になります。今年度中では5,260万円積み立てることになります。

続きまして、55ページをお願いいたします。

55ページの10の諸支出金の基金の公共施設整備基金ですが、補正額1億2,000万円を積み立てようとするものであります。この中には土木振興会からの返還金3,118万8,000円、下大池コミュニティセンターの建設寄附金の1,600万円が含まれています。

以上です。

○議長（神通川清一君） 次に、議案第10号についての詳細説明はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） 次に、議案第11号についての詳細説明はありますか。

笹野住民税務課長。

○住民税務課長（笹野初雄君） 議案第11号の「平成22年度山形村老人保健医療特別会計補正予算（第2号）」でありますけれども、先ほど申し上げましたように、この会計は本年度で終了となります。会計の残額は、一般会計の方へ繰り入れることになっております。

そこで、予算額につきましては1,000円単位で標示ということでありまして、歳入は原則1,000円未満切り捨て、歳出は1,000円未満切り上げで編成されておりますけれども、今回の補正でこの会計で残る科目が歳入で1目、歳出で2つの科目となることから、歳入歳出の数字を整合させるために、歳入科目は切り上げた補正予算額になっておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（神通川清一君） 次に、議案第12号についての詳細説明はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） 次に、議案第13号についての詳細説明はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） 次に、議案第14号についての詳細説明はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） 次に、議案第15号についての詳細説明はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） 次に、議案第16号についての詳細説明はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） 以上で詳細説明が終わりました。

これより、議案第9号から議案第16号までの議案について一括質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

それでは、質疑のある議員の発言を許します。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 1番、大池です。2点について質問したいと思うのですが。

26ページの社会福祉費の中で、管轄の委員会以外なものですから聞いておこうと思ひまして。一番下の委託料で共同作業所の訓練事業委託料が減額で、相談支援事業委託料が増額になっているのですが、これはどういうことかという説明をお願いします。

それからもう1点は、商工費、観光のところ、商工会の。41ページのところなのですが、41ページではない。済みません、どこか行ってしまった。一応そのところで補助金、済みません、どこか行ってしまった。その点をお願いします。

○議長（神通川清一君） 平沢課長。

○保健福祉課長（平沢隆一君） 社会福祉総務費の委託料の関係ですが、013の共同作業訓練事業委託料につきましては、これは「しゃぼん玉塾」への委託料ですが、利用者が1人減になりましたので、それに伴います実績での減であります。

また、015の障害者地域生活支援・相談支援事業につきましては、地域生活支援事業の利用が増えまして、その結果、最終的な見込みの中で40万円を増額するものです。

以上です。

○議長（神通川清一君） 大池議員、よろしいですか。

○1番（大池俊子君） いいです。

○議長（神通川清一君） ほかに質疑はありませんか。

竹野議員。

○7番（竹野園麿君） 3つほど聞きますが、まず20ページ。先ほど人事給与システムでもって委託料から備品購入までもって不用になった。その理由が電算の方のいわゆるシステム開発の遅れというふうな説明を聞きましたが、これは遅れて村の方に何か影響ないのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

それから45ページから46ページにかけて、埋蔵文化財の発掘でもって、作業が十分足りたというのか。県の緊急雇用創出事業補助金752万円、大分大きくいわゆる不用になってしまっているが、この辺、一般財源を使っているのだけれども、268万円、この辺は何か県の補助金を余らさないで使う方法がなかったのかどうか。

この目の中の節で7の賃金、埋蔵文化財の調査員の作業賃金と、同じ目の中の委託料の中にある説明項目075の埋蔵文化財発掘調査作業委託料、前に聞いて忘れてしまったのだけれども、実際にやっている中身、仕事、同じようなことをやっていて、どうして賃金と委託料になるのかというあたりをちょっともう1回説明をお聞きしたいと思います。

それから55ページ、基金費の中の10目、公共施設整備基金費のところでもって補正で1億2,000万円。これでやった場合に、私は見てないからあれだけれども、この基金は総額で幾らになるのか。

以上3点お聞きしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 山口総務課長。

○総務課長（山口隆也君） 電算システムでありますけれども、直接影響はありません。

今現在、このシステムは紙ベースで今、人事管理をしまして、将来にわたって給

与、それから人事、職員管理等々を一括でしていかなければいけないということでシステム改修を電算の方をお願いしたわけですし、どうしても電算の方でも、さっき県下複数の市町村ということでありましたけれども、どうしてもシステムの整合性が、旧システムを使っているようなところがあったり、そこへ新システムを入れてくるということで、そこでどうしてもシステム開発が遅れてしまったということでもあります。ということで今、進行中でありまして、今年度中では無理なのですが、先ほども説明しましたが、来年の7月ごろにはそのシステムが完成して導入できるだろうということで今回全額を落とさせていただいた。

○7番（竹野園麿君） 行政側の方では予定どおりはいかないという面はあるね。

○総務課長（山口隆也君） 行政側ではそのシステムが入ることによって、より事務の効率化を図れるということではありますが、当座このシステムを導入するまではこれまでどおりの紙ベースの中で作業していくという、そういうことになります。

以上です。

○議長（神通川清一君） 竹野議員、手を挙げて質問してください。

小口次長。

○教育次長（小口 正君） それでは、45ページ、6ページにかかわる部分でのご質問にお答えをしたいと思います。

県単補助をいただいております、緊急雇用創出ということの補助金を使ってということで、農林建設も関係をしてきますけれども、その中でも特に賃金関係等について、結構制約がそこにあるというようなことで対象になっていない部分があるわけですが、ちょっと私も不勉強なところありますので、また宿題にさせていただければと思いますけれども。

それと賃金の関係ですが、賃金と委託料で同じようなことがということのご指摘でありますけれども、委託料につきましては、シルバー人材センターをお願いをして単純な発掘労務といいますか、そういったほうをお願いをしておりますし、それから賃金の方は、発掘にもかかわっていただきますし、出たものの整理だとか、そういったことについて携わっていただくというようなことで別建てで支出ということでもあります。

緊急雇用の補助金の中身について、宿題にさせていただきたいと思います。お願いします。

○議長（神通川清一君） 住吉考査役。

○総務課考査役（住吉 誠君） では、55ページの公共施設整備基金の関係ですけれども、55ページにありますけれども、補正前の額ということで8,000万円まず載っております。8,000万円については、12月の定例会の補正予算の第3号で8,000万円を計上しました。今回の補正額が1億2,000万円ということで、合計で2億円になります。まず、歳出予算で2億円が積まれるということがありますし、それから12月の定例会の際に、基金の新設をした際に、林業振興基金とか役場庁舎の改築基金、清水高原の基金についても公共施設整備基金の方へ移行するというようなことですので、その3つの基金の合計で1,583万6,000円ということになりまして、歳出予算と3つの基金の合計で今年度末は2億1,583万6,000円になるような見込みでございます。

以上です。

○議長（神通川清一君） 竹野議員、よろしいですか。

竹野議員。

○7番（竹野園麿君） 最初の20ページの電算の件ですが、これは契約はどうなっているのですか。遅れても問題がない。少なくとも行政側にとっては、予算を組んだものをこうやって年度末へ来て補正でまた落とさなければいけないというふうなこともなっているわけなので、契約不履行というのか、遅れるということもそうだと思うのだけれども、その辺どうなっているかということをお聞きしたい。

それから45ページの聞いた点については、1つはまず752万円、県の補助金というのは、県の側ではこれだけ予算を組んであるはずだから、これはどこかの自治体へ回るといえるのかどうか。逆に山形以外の自治体でこういうことがあれば、山形はそれなりに仕事というか、事業を用意しておけば、こういったものを山形の方へ回すような手立てがあるのかどうか、その辺の制度的なこともお聞きしたいと思います。

それからもう1つ、賃金と委託料は中身はわかりましたが、これは両方とも補助金の対象になる節かどうかというあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 山口総務課長。

○総務課長（山口隆也君） まさに竹野議員が言われるように、私どもも電算ができるということでこういう予算化をしたわけですので、そのたびごとにどんな状況、どんな状況と問い合わせっていて、つついこの段になりまして安全確保が確認できないとか、あとスケジュールが間に合わないとかということを書いてきたということで、私どもにとっても非常に心外ではあります。ということで契約はしておりませんので、

ある程度確実にできるという段階で契約をするということになりますので、大変申しわけないのですが、あってはならないことなののですが、こういう事態になってしまったということでもあります。

以上です。

○議長（神通川清一君） 小口次長。

○教育次長（小口 正君） 先ほどからの県補助金の関係のご質問でありますけれども、言いわけになってしまいますけれども、実際には農林建設課の方での補助金の関係は担当しているものですから、それも含めて後ほど全協のところでご説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（神通川清一君） 竹野議員、よろしいですか。

小口次長。

○教育次長（小口 正君） 先ほどの委託賃金関係、含まれるかどうかも含めて後ほど全協でご説明をしたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（神通川清一君） 竹野議員。

○7番（竹野園麿君） 私は議会会議ルールを詳しく知らないのだけれども、今、答えを持っていながらここで答えなくて全協で答えるという、そういう方法がいいのかどうか、議長の判断をお願いします。

○議長（神通川清一君） 小口次長、今、答えられますか。

○事務局長（小野勝憲君） 今、答えられるのか、今、資料がなくて全くわからないから答えられないということなのか、答えられるならここで答えていただかないと困るのですが。

○議長（神通川清一君） 小口次長。

○教育次長（小口 正君） まことに申しわけありませんが、資料を手元に持ち合わせていないものですから、申しわけありませんが後ほどの全協ということでお願いをしたいということでもあります。

○議長（神通川清一君） 小口次長、全協で詳細によろしくお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案第17号～議案第23号

○議長（神通川清一君） 日程第21、議案第17号から日程第27、議案第23号までを一括議題とします。

書記をして各議案の朗読を行います。

藤沢書記。

（事務局書記朗読）

○議長（神通川清一君） ただいま一括議題としました議案第17号から議案第23号までの議案について、村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、議案第17号から議案第23号までの平成23年度山形村の一般会計1会計、特別会計3会計及び公共企業会計3会計の合計7会計にかかわる当初予算について提案説明を申し上げたいと思います。

山形村の平成23年度当初予算につきましては、厳しい財政状況のもと、住民のニーズを見きわめ、選択と集中を基本とし、優先順位についての厳しい選択を行い、行政課題にスピード感を持って的確に対応することとし、山形村総合計画に掲げる理想の将来像「暮らしと自然が響きあう村」を実現するための予算編成を行いました。

まず、議案第17号「平成23年度山形村一般会計予算」でございます。一般会計の当初予算の規模は、総額36億5,200万円となっておりまして、前年度の当初予算に比べまして21.2%増、6億3,600万円の伸びとなっております。

歳入予算では、村税が前年度と比べ1.2%増の8億6,251万3,000円、地方交付税は5.2%増の12億2,000万円の財源を見込みました。

一方、財政の健全化にも配慮しつつ、必要なサービスを確実に提供できるよう、基金からの繰入金は大幅な増加となり、3億9,000万円余を確保し、村債は53.8%増の4億円を見込んで予算規模が膨らんだわけでございます。

歳出予算では、人件費が特別職は16.1%増の1億2,769万9,000円、一般職は3%減の5億8,294万1,000円を計上いたしました。

議会費は、地方議会議員年金廃止に伴う給付費負担金により24.9%増の8,289万7,000円を計上いたしました。

総務費は、下大池コミュニティセンター建設事業の終了等により22.1%減の3億6,892万3,000円となりましたが、山形村のこれからの10年の方向性を定める第五

次総合計画の基本構想を策定する予算を計上いたしました。

民生費は、福祉医療給付事業において、小学校までが対象でありました子ども医療の扶助費を中学生まで拡充することや、子ども手当の事業費並びに保育園等建設の工事請負費及び認可保育園移行事業の補助金などの措置をしており、71.8%増の15億1,678万2,000円を計上いたしました。

商工費におきましては、清水高原観光施設スカイランドきよみずの設備改修などを継続して73.2%増の6,294万5,000円を計上いたしました。

消防費は、中大池分団の消防団拠点施設整備事業に新たに取り組むこととして30.2%増の1億5,855万8,000円を計上いたしました。

公債費は、地方債等の償還金が6.1%減の3億9,846万8,000円となり、地方債の平成23年度末の現在高は29億8,459万3,000円となる見込みでございます。

当初予算の第2条から第5条までは債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用の事項に関して、地方自治法のそれぞれの規定によりまして予算で定めるものでございます。詳細につきましては、予算及び予算に関する説明書のとおりでございます。

次に、議案第18号「平成23年度山形村国民健康保険特別会計予算」でございます。歳入歳出予算の総額を8億495万円とするものでございます。

予算の主な内容でございますが、歳入では国民健康保険税2億4,955万9,000円、国庫支出金1億6,869万6,000円、県支出金3,391万6,000円、前期高齢者交付金1億7,052万2,000円、共同事業交付金7,917万4,000円、繰入金2,418万9,000円を計上いたしました。

歳出では、保険給付費5億3,279万1,000円、後期高齢者支援金等1億1,527万円、介護納付金5,274万7,000円、共同事業拠出金8,607万3,000円、保健事業費1,177万2,000円を計上いたしました。

なお、一時借入金は、借り入れの最高額を3,000万円と定めるものでございます。歳出予算の流用は、同一款内で保険給付費については各項の間で流用することができることと定めました。

次に、議案第19号「平成23年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」でございます。歳入歳出予算の総額は5,138万6,000円とするものでございます。

予算の主な内容でございますが、歳入では、後期高齢者医療保険3,684万6,000円、繰入金1,442万1,000円を計上いたしました。

歳出では、後期高齢者医療費広域連合納付金5,131万9,000円を計上いたしました。

次に、議案第20号「平成23年度山形村介護保険特別会計予算」でございます。平成23年度は第四期山形村介護保険事業計画の最終年である3年目になります。平成23年度当初予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億230万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の主な内容でございますが、歳入では、介護保険料を1億554万1,000円と見込み、国庫支出金1億3,720万8,000円、支払基金交付金1億7,314万2,000円、県支出金8,387万6,000円、繰入金を9,746万8,000円を見込みました。

歳出では、保険給付費5億6,965万4,000円、地域支援事業費2,030万4,000円を計上いたしました。

次に、議案第21号「平成23年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」でございます。平成23年度簡易水道の大きな工事等の予定はございませんので、経常的な経費のみの予算であります。歳入歳出の予算総額は1,130万円であります。

歳入の主なものでは、水道料金使用料で537万7,000円、一般会計繰入金で549万2,000円を計上いたしました。

歳出では、一般管理費で92万円、施設管理費で332万2,000円、公債費で698万8,000円を計上いたしました。

次に、議案第22号「平成23年度山形村公共下水道事業特別会計予算」であります。村の下水道事業も平成8年の供用開始以来16年目を迎え、人口の増加とともに年々処理水量も増えてまいってきておりますが、引き続き適正な維持管理に努めてまいりたいというように思っております。歳入歳出予算の総額につきましては、4億1,007万円といたしました。

歳入の主なものでございますが、下水道分担金で88万6,000円、下水道使用料で1億4,884万8,000円、一般会計からの繰入金は2億5,000万円をそれぞれ計上いたしました。

歳出では、公共下水道事業管理費で1億712万1,000円、借入金の元利償還で3億154万3,000円を計上いたしました。

次に、議案第23号「平成23年度山形村水道事業会計予算」でございます。水道水の給水事業につきましては、第五次拡張事業実施以降、順調に推移しておりまして、23年度の水道事業業務予定量は、給水戸数2,840戸、年間総給水量で99万2,800立方でございます。

3条の収益的収支予算では、収入で水道事業収益を2億360万円、支出では水道事業

費用を1億8,540万円といたしております。差し引きで1,820万円の差益を見込みました。

4条の資本的収支予算では、収入として一般会計から負担金を260万円見込みました。支出では建設改良費で686万9,000円、企業債償還金で6,127万円の合わせて6,813万9,000円を計上いたしました。

資本的収入額が資本的支出に対しまして不足する額6,550万9,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものでございます。

以上が議案第17号から議案第23号までの合計7会計にかかわる当初予算について提案説明を申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（神通川清一君） 以上で村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

最初に、議案第17号についての詳細説明はありますか。

山口総務課長。

○総務課長（山口隆也君） それでは、一般会計の予算についての補足説明をさせていただきます。予算書をお願いいたしますが、まず8ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為ですが、一般会計の関係で保育園等建設工事請負費ということで、期間は平成24年度、限度額が4億8,000万円と定めようとするものでありまして、平成23年度予算では5億円を、これから説明いたしますが、予算化をしてありますが、現在のところ工事費が総額9億7,718万2,000円というものになっています。ということでことしの5億、それから平成24年度4億8,000万円を合わせまして9億8,000万円ということで予定をしています。

それから次の3表の地方債ですが、一般会計で起債の目的ですが、施設整備事業ということで、これは保育園の建設に充てるわけですが、限度額2億円、それから臨時財政対策債2億円ということで、山形村の発行可能額、いわゆる臨時財政対策債というのは、地方交付税の財源不足を補うということで村が自ら地方債を発行するという、させられるということなのですが、ということであります。

いわゆる施設整備事業の関係ですが、これにつきましては交付税の充当率が100%、交付税算入率100%という非常に有利な内容になっておりますが、その限度いっぱい借りたいというものであります。

それから臨時財政対策債につきましては、償還費用は全額国が負担するということ

になっています。

次に、10ページの歳入歳出予算事項別明細書でありますけれども、まず総括で歳入の関係ですが、1. 村税、本年度予算額8億6,251万3,000円、前年度と比較しまして989万9,000円の増になっています。

それから2の地方譲与税から10の交通安全対策特別交付金、この関係は国・県から一定の基準で村に交付されるものですが、これも前年実績で予算化をいたしています。特に9の地方交付税ですが、これにつきましては本年度予算額12億2,000万円、前年と比較しまして当初予算では6,070万円の増で見込んでいます。

次に、分担金及び交付金ですが、本年度予算額6,760万5,000円、前年度比で374万7,000円の減。

それから12の使用料及び手数料ですが、本年度予算額2,996万3,000円、前年度比で490万4,000円であります。これも前年度実績から見た関係と、あとミラ・フード館の使用料、それから児童クラブの使用料の減額ということであります。

それから13の国庫支出金ですが、本年度予算額2億4,149万8,000円、前年度比で213万5,000円の減であります。これは子ども手当の負担金の関係が大きなものになっています。

それから14の県支出金ですが、2億1,055万5,000円で前年度比5,722万3,000円の増になっています。これは、やまの子共同保育園の施設増築等の補助金が増の1つの要因になっています。

次、15の財産収入ですが、820万7,000円、前年度比で303万3,000円の減です。これは基金の利子ということで、利率が下がっていることと、1つには保育園建設で基金を取り崩します。その関係で利息が減になるということです。

それから寄附金ですが、757万6,000円、前年度比694万4,000円の増です。当初予算ですが。これは補正で説明いたしましたが、松本広域土木振興会解散に伴う寄附金の688万7,000円が含まれています。

繰入金の関係ですが、3億9,090万3,000円、前年度比で3億8,919万2,000円の増になっていますが、これは児童福祉施設建設基金、保育園の建設に充てるわけですが、基金からの繰入金が3億、それから公共施設整備の基金から2,000万円、公共下水道推進基金から7,000万円それぞれ繰り入れるとなっています。

繰越金ですが、本年度予算3,000万円ということで前年度比で2,000万円の減額です。

それから諸収入が3,568万円、前年度比123万9,000円の減ということで、これにつき

ましても前年度実績で予算化をしてあります。

村債の関係ですが、本年度予算額4億円ということで前年度比で1億4,000万円の増。先ほど説明をいたしました、施設整備事業債で2億円、臨時財政対策債で2億円ということでもあります。

歳入合計が36億5,200万円、前年度比で6億3,600万円の増ということです。

続きまして、歳出の関係ですが、12ページです。

これにつきまして詳細説明、後で歳入歳出でダブる点もありますが、まず1の議会費ですが、本年度予算額8,289万7,000円、前年度比で1,653万6,000円の増です。これは議員共済負担金が今回新たに計上いたしまして、それに伴う増です。

それから総務費ですが、3億6,892万3,000円、前年度比で1億468万円の減です。前年度は下大池コミュニティセンターの建設があったためです。

3の民生費ですが、15億1,678万2,000円、前年度比で6億3,409万8,000円の増です。これは保育園の建設に5億円、それからやまの子共同保育園の増築補助に1億2,185万2,000円というものが入っています。

4の衛生費ですが、3億6,667万1,000円、前年度比で5,336万9,000円の増です。これは新しくヒブ・小児用肺炎球菌、それから子宮頸がんワクチンの予防接種が予算化したということで委託料の増によるものであります。

労働費は、前年度と同額になっています。

農林水産費ですが、本年度予算額8,882万2,000円、前年度比で745万8,000円の減。

7の商工費ですが、6,294万5,000円、前年度比で2,660万4,000円の増、この中にはスカイランドきよみずの空調等の改修工事費4,000万が含まれています。

土木費ですが、3億2,988万7,000円、前年度比で369万8,000円の減。

9の消防費ですが、1億5,855万8,000円で前年度比で3,681万6,000円の増ですが、これは中大池分団の消防の詰所建設工事費が含まれています。

10の教育費ですが、2億6,979万6,000円ですが、前年度比1,417万2,000円の増。

12の公債費ですが、3億9,846万8,000円、前年度比2,602万9,000円の減です。これはいわゆる借金を返すと言ってはなんですが、後で額を説明しますが、平成13年度末で29億9,846万円という額になっているということです。

13の諸支出金ですが、184万円、373万円の減。これは預金利子を基金に積み立てる内容になっていますが、預金利子が数字が少なくなっていること、それから途中で保育園の建設のために基金を取り崩すということで減になっています。

予備費ですが、本年度予算額500万円の前年度と同額ということになります。

歳入歳出それぞれ36億5,200万円の予算ということになります。

続きまして、歳入の関係、13ページになります。

村税の関係で村民税ですが、個人・法人それぞれ現年、それから滞納繰越分を合わせまして3億6,250万2,000円、前年度比でいきますと338万円の増です。

その下の固定資産税ですが、4億3,100万円ということで前年に比べまして900万円の増ということです。

次、14ページをお願いいたします。

次に、村税の軽自動車税ですが、2,201万円、前年度比11万9,000円の増。

それから村たばこ税ですが、4,700万円の前年度比260万円の減ということです。

次、17ページをお願いいたします。

17ページですが、9の地方交付税の関係ですが、先ほど説明しましたように本年度12億2,000万円を見込みまして前年度比で6,070万円の増という内容になっています。

次、20ページをお願いいたします。

20ページの真ん中の国庫支出金、国庫負担金の民生費国庫負担金の7の子ども手当国庫負担金ですが、1億7,090万6,000円という内容であります。これにつきましては、今、国会で子ども手当関係の法案が成立するかどうか非常に気になるところでありますが、一応こういうふうに予算化を村ではしております。

次、22ページをお願いいたします。

22ページ、県支出金の県負担金、民生費県負担金の7. 子ども手当負担金、これは国・県からの中での県分ですが、2,313万9,000円。

それから22ページの県負担金の民生費県補助金の2の児童福祉費補助金の中の008、一番下になりますが、安心子ども基金事業補助金ですが、6,123万5,000円、これはやまの子共同保育園の施設増築等の補助金で、交付基準額2分の1が県から交付されるというものです。

それから次、23ページの関係で4の衛生費県補助金1,625万5,000円ということがあられるわけですが、この中に衛生費補助金で保健事業費補助金、ここの中に新たにヒブ、それから子どもの肺炎球菌、それから子宮頸がんワクチンの予防接種のための交付金が含まれています。

続きまして、26ページをお願いいたします。

26ページの寄附金の関係で土木費寄附金688万7,000円、これは松本広域土木振興

会からの平成23年度分の受け入れるためのお金ということになります。

それから27ページの繰入金ですが、基金繰入金、先ほど説明しましたが、児童福祉施設建設改築基金繰入金で3億円、これは保育園の関係ですが、それから公共下水道事業繰入金で7,000万円、それから公共施設整備基金繰入金で2億円、それぞれ繰り入れます。児童福祉の関係は保育園でありますし、公共下水道につきましては公共下水道事業特別会計に繰り出すものでありますし、あと公共施設整備基金繰入金につきましては中大池分団の詰所の建設費に充当しようとするものです。

それから18の繰越金ですが、本年度予算3,000万円ということを見込んでいます。続きまして、30ページお願いいたします。

30ページの村債ですが、民生費の関係では施設整備事業ということで2億円、これは保育園の建設に充てるわけですが、あと臨時財政対策債が2億円ということになります。

続きまして、歳出の関係ですが、31ページをお願いいたします。

議会費の関係で4の共済費ですが、新たに議員共済負担金2,566万8,000円を盛ってあります。これは地方議会議員の年金廃止に伴う給付費の負担ということになります。

次、35ページお願いいたします。

35ページの総務費の総務管理費ですが、17の公有財産購入費、備品購入費の関係、これにつきましては先ほど補正予算の中で説明を申し上げたのですが、平成22年度で予算化してありました人事給与システムの関係、電算をお願いするわけですが、これを新たに23年度、22年度で全額落としまして、23年度でまた新たに計上させていただくというものであります。

39ページお願いいたします。

39ページの企画費の関係で1の報酬の関係、031ですが、総合計画審議会委員報酬19万8,000円。

それから次のページ、40ページになりますが、13の委託料で070の総合計画策定業務委託料340万円、これにつきましては第五次総合計画の基本構想を策定するための予算です。今、第四次なのですが、第四次が平成24年度で終了しまして、新たに平成25年度から平成34年度の10年間の総合計画をこれから立てていくわけですが、23年度は基本構想を策定をいたしまして、24年度には基本計画を策定をして、25年度から総合計画に沿って行政を進めていくという、そういう段階になります。

次に、42ページお願いいたします。

今回、8の公用自動車費ということで新たに目を設けました。本年度予算額832万5,000円ですが、これにつきましてはこれから各所でてまいります、予算内容をよりわかりやすくするために目の内容を見直して整理をいたしました。ということで目を廃止したり、新設を行っております。ということで公用自動車費につきましては、ここで新たに設けまして、この関係ではこれまで前年度までは総務費の財産管理費、それから民生費の通園バス運営費にそれぞれ分かれていたものを今回明確にいたしました。

それから43ページですが、なろう原公園費は、これは目を廃止をいたします。137万9,000円の減ということですが、ゼロということで、これは土木費の公園等管理費というものを目を新たに新設をいたしました。ということで廃止ということです。

次、65ページをお願いいたします。

65ページの3. 民生費の2. 児童福祉費の関係ですが、児童福祉費で65ページの19の負担金補助及び交付金の補助金020の004の認可保育園移行事業ということで1億2,263万2,000円を計上してあります。これは、やまの子共同保育園の施設増築等に係る補助金であります。

それからその下の児童措置費ですが、目を廃止をいたしまして、いわゆる児童手当の関係であったのですが、これは新たに子ども手当費を新設をいたしました。

次、68ページをお願いいたします。

これも民生費の児童福祉費ですが、通園バス運営費、この目も廃止をいたしまして、先ほど説明した公用自動車費へ組み込みをいたしました。

次、5の保育園等建設費ですが、本年度予算額5億823万6,000円ということで、これにつきましては13の委託料798万円、これは保育園等の建設委託料でありまして、それから15の工事請負費5億円、これは建設に係るもの、上については設計に係るものでありますけれども、それぞれ盛っております。これにつきましてはの財源は、本年度財源内訳の中で施設整備事業ということで2億円、ふるさと応援基金で20万円、それぞれ入っています。ふるさと応援基金の20万円というのは、還暦の花火の皆さんがぜひ保育園に木を植えてくれということで、特定された寄附金ということになります。

次、69ページですが、ふれあいの館費385万円、これを目を新たに新設をいたしました。これまで児童福祉総務費などに計上していたものを、施設管理料で統一をさせ

ていただきました。

あと下の8の子ども手当費ですが、2億1,766万4,000円ということで、これは目を新設をいたしまして、先ほど説明しましたが、児童措置費の目を廃止して児童手当費の目を新設したということになります。

20の扶助費ですが、2億1,718万7,000円、これは子ども手当の詳細は右にあります。

91ページをお願いいたします。

91ページの商工費の関係ですが、3の観光費の関係で委託料で280万円、それから工事請負費で4,000万円、これは清水高原観光施設の整備にかかわるものでして、スカイランドきよみずの空調設備等の改修工事に充てるものです。

94ページをお願いいたします。

94ページ、土木費の土木管理費の関係で公共下水道費2億5,000万円、これも目を新設いたしました。これまで土木総務費の中に組み込まれていたのですが、わかりやすくするために新設をいたしました。

それから3の公園等管理費ですが、719万8,000円、これも目を新設しまして、これまでは総務費の財産管理費、なろう原公園費に計上したものをここにまとめた形になります。

96ページをお願いいたします。

土木費の道路橋りょう費ということで、道路新設改良費の関係2,449万8,000円ですが、委託料、工事請負費、公有財産購入費、補償の関係があるわけですが、これは東68号線、下竹田の野尻西東連絡線の北側の道路の改良工事に充てるものです。

99ページをお願いいたします。

消防費の関係ですが、消防施設費で委託料で220万円、それから工事請負費で2,800万円、それから100ページの公有財産購入費で762万9,000円ではありますが、これは中大池の消防の詰所の建設に充てるものであります。

続きまして、108ページをお願いいたします。

108ページの教育費の小学校費の学校管理費ですが、15の工事請負費で681万9,000円、これにつきましては校長室、職員室のエアコン設置工事に180万円、特別教室の扇風機設置工事に102万9,000円、小学校駐車場改修工事に399万円を予算化してあります。

続きまして、114ページをお願いいたします。

10の教育費の6.社会教育費で山形じゃんずら推進費というのがあったのですが、目を廃止いたしまして社会総務費へ統合いたしました。

次、122ページお願いいたします。

公債費の関係ですが、元金で本年度予算額3億5,557万6,000円、前年度比で2,443万5,000円の減、利子で4,289万2,000円、前年度比で159万4,000円の減ということであり、一般会計分の地方債の平成23年度末の残高ですが、29億8,459万円、予算書の中に載っておりますけれども、最後のところに載っていますが、平成23年度末の残高が29億8,459万円ということになっています。

続きまして、諸支出金の関係の基金費ですが、それぞれ利率が下がったりということで減額になっています。ということで一番大きいのが4の児童福祉施設建設改築基金費で、前年度に比べると199万8,000円の減になっていますが、これは保育園の建設のために取り崩しをしていくための減ということです。

そうしますと125ページになりますが、本年度の総額が184万円、前年度に比べると373万円の減ということです。

次、126ページをお願いいたします。

予備費ですが、本年度予算額500万円の前年度と同額を予算化いたしました。

あと127ページに給与費明細書、特別職・一般職があります。

それから132ページには債務負担行為の関係のものが掲載をしておりますし、134ページになりますが、地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書ということで、先ほど29億8,459万3,000円という額を申し上げましたが、合計の額に載っています。これがそれぞれの区分でどのぐらいのお金を借りているかということになります。

以上、一般会計の関係のご説明を終わらせていただきます。

○議長（神通川清一君） 次に、議案第18号についての詳細説明はありますか。

笹野住民税務課長。

○住民税務課長（笹野初雄君） それでは、国民健康保険特別会計の詳細説明を申し上げます。

事項別明細書により主な内容だけご説明を申し上げます。140ページになりますので、お願いいたします。

今回、歳入歳出総額を8億495万円といたしまして、前年度比5,204万3,000円で6.9%の増であります。

歳入の主なものでありますけれども、1 款の国民健康保険税は 2 億 4,955 万 9,000 円で前年度比 1,420 万 6,000 円の減であります。全体に占める割合は 31% に当たります。ご存じのとおり、景気の低迷によりまして保険税収入の減収が心配される状況であります。6 月の所得が確定した時点での本算定の結果を見て、改めてご審議をお願いをしたいと思います。

続いて、3 款の国庫支出金であります。前年度当初比 589 万 8,000 円の増であります。これにつきましては、療養給付費の国庫負担金及び財政力の不均衡を調整するために交付されております調整交付金などがございます。

続きまして、5 の療養給付費交付金であります。前年当初比 2,339 万 5,000 円の増であります。これは退職被保険者にかかわります療養給付費に対しての社会保険等診療報酬支払基金からの交付金であります。

6 款の前期高齢者交付金であります。前年度当初比 3,856 万 7,000 円の増であります。これは 65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者に対しましての社会保険等の診療報酬支払基金からの交付金であります。

続きまして、歳出、141 ページであります。

この主なものだけ申し上げますと、2 款の保険給付費 5 億 3,279 万 1,000 円であります。前年度比 3,721 万 9,000 円の増であります。これは歳出全体の 66% に当たります。

続きまして、3 款の後期高齢者支援金等でありますけれども、前年度当初比 1,650 万 9,000 円の増であります。これにつきましては、75 歳以上の方を全員を対象とした後期高齢者医療への国保保険者としての支援金であります。

6 款の介護納付金であります。前年度当初比 532 万 3,000 円の増であります。これは社会保険診療報酬支払基金へ納付するものであります。

8 款の保健事業費であります。前年度当初比に比べまして 34 万 3,000 円の増であります。これにつきましては、特定健康診査の委託料や人間ドックの補助金等が含まれております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） ここで、休憩します。午後 1 時まで休憩とします。

（午後 0 時 05 分）

○議長（神通川清一君） ただいまから休憩を閉じ、会議を再開します。

○議長（神通川清一君） 議案第19号についての詳細説明はありますか。

笹野課長。

○住民税務課長（笹野初雄君） 議案19号「平成23年度山形村後期高齢者医療制度特別会計予算」であります。

詳細説明を申し上げます。村の方の予算の冊子の164ページでありますので、よろしく申し上げます。

事項別明細により、主な内容についてご説明を申し上げます。

歳入歳出総額それぞれ5,138万6,000円で、前年度当初比280万3,000円で5.8%の増であります。

歳入につきましては、1款の後期高齢者医療保険料は3,684万6,000円で前年度当初比267万円の増であります。これにつきましては、特別徴収と普通徴収の保険料がありまして、広域連合で決定した額の保険料でありますので、よろしく申し上げます。

4款の繰入金であります。1,442万1,000円、これは広域連合へ納付する保険料軽減分の一般会計からの繰入金であります。

続きまして、次のページ、165ページの歳出であります。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金は5,131万9,000円、前年度当初比275万9,000円の増であります。これにつきましては、後期高齢者の保険料と一般会計からの繰り入れた保険料軽減分が含まれております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 次に、議案第20号についての詳細説明はありますか。

平沢保健福祉課長。

○保健福祉課長（平沢隆一君） それでは、議案第20号「平成23年度山形村介護保険特別会計予算」の詳細説明を申し上げます。

予算書の171ページをお開きください。

平成23年度の介護保険特別会計予算は、第四期計画の最終年度の予算となっております。本年度予算は、歳入歳出とも前年度に比べ9.4%アップの6億230万6,000円を計上してあります。

177ページをお開きください。

歳入では、第1号被保険者徴収保険料に1億554万1,000円を計上しました。

また、180ページの基金繰入金にありますように、支払準備基金からの繰入1,045万9,000円、介護報酬のアップ分として介護従事者処遇改善臨時特例基金から前年度と同額の100万円の繰入を計上しております。

176ページであります。歳出の事項別明細書です。

2款の保険給付費として5億6,965万4,000円を計上し、前年度比9.2%のアップとなっています。

主なものは、184ページの居宅介護サービス給付費、続きます185ページの施設介護サービス給付費の増によるものであります。

また、176ページの歳出事項別明細書に戻っていただきまして、5款の地域支援事業費は2,030万4,000円を計上し、前年度比2.6%のアップとなっています。内容は、要介護認定で非該当（自立）と判定された方や、地域の高齢者を対象に介護予防のためのサービスを提供する事業費で、科目では195ページから198ページにかけて計上されております。

以上です。

○議長（神通川清一君） 次に、議案第21号についての詳細説明はありますか。

中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） それでは、議案第21号「山形村清水高原簡易水道特別会計予算」について補足説明をいたします。

予算書では205ページからでございます。

23年度は、簡水では大きな工事の予定は現在のところございませんで、維持管理的経費のみの予算でございます。歳入歳出予算の総額は、前年度当初予算に比較いたしまして5%減の1,130万円であります。

208ページと209ページの歳入歳出事項別明細書をご覧いただきたいと思ます。

歳入でございますが、そこにもございますように、使用料が47.6%、繰入金48.6%を占めております。

209ページの歳出では、公債費が約62%と歳出の半分以上を占めている関係でございます。

歳入歳出の詳細は210ページ以降でございますので、ご覧をいただきたいと思ますし、214ページには簡水の企業債残高について記載してございます。23年度

末の現在見込みでは、7,716万1,000円という公債費の残高の予定となっております。

以上でございます。

○議長（神通川清一君） 次に、議案第22号についての詳細説明はありますか。

中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） それでは、議案第22号「平成23年度山形村公共下水道事業特別会計予算」でございます。

予算書では215ページからでございます。

下水道事業につきましても23年度は大きな改修工事等の予定はございませんで、今のところありませんで、通常の維持管理経費を計上しております。

歳入歳出の総額につきましては、前年度当初予算比3.3%減の4億1,007万円でございます。

218ページの事項別明細書をご覧いただきたいと思います。

歳入では、2款の使用料及び手数料で1億4,904万4,000円を計上しておりますが、このうち使用料につきましては、つなぎ込み世帯の増によりまして前年度比1.6%増の1億4,884万円を計上しております。

また、4款の繰入金でございますが、前年比1,702万円の減となっておりますが、これにつきましては、本年度は当初予算では下水道推進基金からの繰入を見込んでいないための減によるものでございます。

歳出の219ページでございます。

歳出では、2款の公債費が前年比、公債費の元利償還金が年々減ってきておりまして、前年比1,310万円減の3億154万円となっております。公債費が下水道の約73.6%を占めているという会計でございます。

歳入歳出の詳細につきましては、220ページ以降をご覧いただきたいと思います。

それから231ページにこの会計の起債残高が載っております。231ページをご覧いただきたいと思います。

中段にございますが、22年度末で39億7,735万1,000円ございまして、23年度償還いたしますと23年度末では37億7,453万8,000円の起債残高があるというものでございます。

以上ですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（神通川清一君） 次に、議案第23号についての詳細説明はありますか。

中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） それでは、議案第23号「平成23年度山形村水道事業会計予算」でございます。

予算書では233ページからでございます。

水道事業につきましても、今のところ大きな工事の予定はございません。

233ページから235ページにつきましては、先ほど村長の提案説明でも申し上げた内容でございますので、ご覧いただきたいと思っております。

予算書236ページをお開き願いたいと思っております。

ここでは3条の収益的収支予算について記載してございます。

まず、236ページでございますが、水道事業収益、一番上でございますが、前年度対比、微増の2億360万円を計上しております。

このうち1目の給水収益、いわゆる水道使用料でございますが、前年度当初予算比172万5,000円の増の1億9,547万2,000円を見込んでおります。

続きまして、237ページ、歳出でございます。

一番上段の1款の水道事業費用でございますが、前年度比470万円減の1億8,540万円を計上してございます。

歳出の中身につきましては、237ページから240ページでございますが、この中で特に本年度変わっている点だけ申し上げますと、施設保守、あるいは2年に一度行う監視システムの点検委託料といたしまして、合計で421万5,000円が計上されております。

また、240ページの7目の水源対策費が前年度に比較しますと551万3,000円の減となっております。これは昨年、水道ビジョンの作成費がここに盛り込まれていたためのもによる減でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

それから241ページ、4条予算の関係でございます。4条予算の資本的収支予算でございますが、特に支出の方で大きなものでは、企業債償還といたしまして、一番下の欄でございますが、6,127万円が計上されております。

以上ですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 以上で詳細説明が終わりました。

これより、議案第17号から議案第23号までの議案について一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

それでは、質疑のある議員の発言を許します。

上條光明議員。

○5番（上條光明君） 済みません、ちょっと2件だけお伺い、全体的なことだと思うので、今日は提案の日ですので簡潔にさせていただければいいと思うのですが。

一般会計の予算の方で1ページ目の第1条から第5条までありますが、23年度は一時借入を5億円と定めるということで、22年はたしか3億だったと思いますが、増やす理由、それを1つ。

それともう1つですが、ページ27ページ、上段の繰入金の関係なのですが、基金から繰入をするということで、4番、6番、10番のそれぞれの3億円、7,000万円、2,000万円については、それぞれこの基金から取り崩して繰入にしたものをそれぞれの関係という用語があるかもしれませんが、そこへ割り振るということで理解できるのですが、8番のふるさと応援基金のところだけ、ちょっと細かいのですが質問したいと思います。

1つとしては、今回89万5,000円をふるさと応援基金から繰り入れて、それぞれの科目と言っては、款・目と言ったほうがいいのですか、それぞれに分けているのですが、1つとしては基本的な考え方、具体的に言えば民生費の社会福祉総務費で2万円、児童福祉総務費で2万円、それと先ほどちょっと説明ありましたが、保育園等の建設費、先ほどの説明だと花火に来た人が寄附した人たちの希望でやったというような説明ありましたが、これが20万円。それと農林水産費として農林振興費へ、これもちょっと端数でどういうわけかわかりませんが15万5,000円。それと教育費、体育施設等のところへ50万円ということです。

これが12月の条例改正で6条のところに、「基金は、次の各号に掲げる事業に充てることができる」ということです。うんと極端なことを言えば、何でも使えるよという項目になっているので、いいのですけれども、この各1、2、3、4、5のお金が、この6条の（1）から（6）まで、（6）には「その他村長が特に認める場合は」ということであるので、これを全部村長が認めたということならいいのですけれども、それはそれでいいのですが、細かいのですが、この5つのお金が（6）のうちのどれに当てはまってこういうようにやったか、その辺をちょっとご答弁、簡単で。また細かいことは委員会等で、最終日もありますので議論したいと思いますが、説明をお願いします。

○議長（神通川清一君） 住吉考査役。

○総務課考査役（住吉 誠君） まず、1ページの第4条の一時借入金の関係でござい

ますけれども、22年度までは3億円ということが最高額として決めてきたわけなのですけれども、新年度に予算については5億ということで2億円増額されます。3億円を5億円に増額した理由なのですけれども、23年度については保育園の建設の工事費が5億円というようなことで非常に大きな予算になっております。さあとなったときに、5億円というものを支出するためには、どうしても資金繰りが会計の方で立たなくなってしまうのではないかというようなことが想定されますので、一応3億円から5億円に限度額をアップしまして、資金が足りなくなった場合に備えようというような考え方で一時借入金の限度額を増額してあります。

それから27ページのふるさと応援基金の繰入金の関係なのですけれども、繰入金の金額で89万5,000円ということで記載してあります。

この内容なのですけれども、39万5,000円と50万円に分かれております。39万5,000円については、平成20年から今年度まで一応個人の方からの寄附金ということで、9件で39万5,000円のコ額がございました。それぞれどういふところに使用してほしいというようなことで寄附申し込みのところに寄附の用途についての要望等あったわけなのですけれども、その中で一番多かったのが特別にどこも指定しなかった寄附というのが全部で23万円ほどございました。そのほかにあと子育てに5,000円、それから農業振興に15万5,000円、地域福祉の関係で5,000円というようなことで39万5,000円のコ額で一般の方から寄附がございました。

今回の当初予算につきましては、子育ての関係で児童福祉費の総務費の方へ2万円、それから農業振興の関係で15万5,000円は農業振興費の方へ充当してあります。それから地域福祉の関係で2万円は社会福祉総務の方へそれぞれ充当してありまして、残りにつきましては20万円になるかと思うのですけれども、これは保育園の建設の方へ充当してありまして、建設費の中で記念樹等を植えてもらえればどうかというようなことでそれぞれ充当してあります。

今回充当したということなのですけれども、これについては11月の下旬、首都圏の関係で毎年村人会がございまして、議長とか村長、それから担当者が出席しているわけなのですけれども、その中でやっぱり寄附された方から「少しでも早いうちに有効に使ってください」といふような要望が結構あったようでございますので、20年度から23年度までの寄附金の9件につきましては、来年度の当初予算の中でそれぞれ充当して事業に使っていくといふような考え方でございます。

それから50万円につきましては、去年の基金条例の改正の中でロードレースの剰余

金があったわけなのですけれども、その中の50万円について体育施設の中のトレセンのグラウンド整備の方へ充当していったらどうかというようなことで考えまして、50万円については体育施設の方へ充当したというような経過でございます。

以上です。

○議長（神通川清一君） 上條議員、よろしいですか。

上條議員。

○5番（上條光明君） 基本方針はわかりましたので、あとはまた委員会等で論議をしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（神通川清一君） ほかに質疑はありませんか。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 全体なのですが、予算書の書き方で給与費の中の例えばミラ・フード館費とか児童館の方の関係などの場合が経理的にどこか入っていると思うのですが、委員会のときでいいのですが、どこへ入れられたかというのを、後でいいですけども説明してほしいと思うのですけれども。

○議長（神通川清一君） 山口総務課長。

○総務課長（山口隆也君） いわゆる前年度と比較して人件費が動いている、その内容です。

○議長（神通川清一君） ほかに質疑はありませんか。

上条浩堂議員。

○10番（上条浩堂君） 10番、上条であります。今の質問に関連して質問させていただきます。

今年度予算、目が大分動いていますが、先ほどの総務課長の説明では、よりわかりやすくという説明でしたが、例えばじゃんずら推進費等は社会教育総務費の方に繰り入れられて、自分にとってはかなりわかりにくいのですけれども、そういう議論は十分されてこういう結果になったということでしょうか。目全般について。

○議長（神通川清一君） 住吉考査役。

○総務課考査役（住吉 誠君） 実は23と22の予算書を比べてもらうと若干違うところがあるわけなのですけれども、基本的な考えとして、まず住民が見て少しでもわかりやすい予算ということでありまして、自動車を1個の独立させましたし、あと公園の関係も独立させました。それから下水道の関係も独立させたという中であります。

それから先ほどの「じゃんずら」の関係なのですけれども、これについては担当課

との査定の中で、「じゃんずら」自体がたしか交付金のみの支出ということで、確かに「じゃんずら」という目として載っていればわかりやすいかもしれないのですけれども、やっぱり1個の交付金だけでしかないというもので、ちょっとあまり全体的に見た場合、バランスが悪いのではないかとというようなことで社会教育総務の交付金の方へ移動したというような状況になっておりまして、とにかく住民の方が見て少しでもわかりやすいというのが第一ですし、あと全体のバランスの中でどうなのかということも検討した中で、それぞれ移動等をさせてもらったというような状況であります。

○議長（神通川清一君） 上条議員、よろしいですか。

○10番（上条浩堂君） わかりました。

○議長（神通川清一君） ほかに質疑はありませんか。

竹野議員。

○7番（竹野園麿君） 私は5点ばかりお聞きしたいと思います。

最初に10ページ、歳入ですが、12款の使用料及び手数料が490万円減っている。大分率にしても額にしても大きいわけなので、先ほどの説明ではミラ・フード館の使用料が減ったというようなことが原因と言われましたが、ミラ・フード館の先ほどもあったように16万5,000円から8万2,000円ですか、その減額分というのは100万円足らず。400万円近くが減るわけなのだけれども、これは何か村のいろいろな施設を使ったりなどするあれなのだけれども、結構使っているように、活発に使われているように思うのだけれども、そういう村の活動が何か減ってきているのかどうか、もうちょっと原因を詳しく、どんな傾向かというようなことをもし答えていただければというふうにお聞きします。

それから20ページの真ん中の国庫負担金、7節の子ども手当国庫負担金ですが、1億7,000万円、これは今いろいろ国会で議論されています。予算は通ったようなのだけれども、その後の関連法案、子ども手当についても法律が改正されなければ実施できないという内容で、関連法案の成立が非常に危ぶまれているということですが、どこの自治体でもそうだと思うのだけれども、これがもし関連法案が通らなかった場合に、もとの児童手当、その法案が踏襲されるというふうなことを言われています。そうならば現場が非常に混乱する、対応ができるかどうかというふうな話もありますが、山形の場合、もし、これが通らなかった場合、どのような問題等、対応が可能なのかどうかというあたり、わかる範囲でもってお聞きしたいと思います。

それから次、30ページ、村債ですが、先ほどの説明で民生費、つまり保育園をつ

くるために借りる2億円、これについては全額交付税対象になるというふうにお聞きしました。これは今、これもやっぱり子ども手当の法案と一緒にあって、現物給付、つまり現金給付だけではなくて、今、待機児童が全国的には多い。2万6,000円だったか26万円だったか単位は間違っているけれども、そういうことに対象でもって現物給付をしていこうという国の方針であるというふうに私は解釈しているのですが、山形の場合、待機児童はないという中で改築するという、にもかかわらず全額交付税措置をしてくれる、そういう起債だという説明だったので、その辺は国のそういった現物給付という、そのためのこういった地方への補助、その辺の考え方は待機児童がなくてもこういうふうにされるのだという、その辺のところ、そういう中身の起債ができるということなのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それからその下の臨時財政対策債、これについては2億円というぴったりの数字になっているけれども、去年見たように去年の2億6,000万円というのは、これは基準財政需用額に対する交付税の不足分ということで2億6,000万円は総枠だったのだけれども、ことしの2億円はそういうものから来る総枠なのかどうか。総枠をいっぱいとして2億円ということになっているのか、お聞きいたします。

それから次は、40ページの13節委託料、070の総合計画策定業務委託料340万円、これは先ほど村長の説明にもありましたが、25年度から新しい第五次総合計画ということで23年度から準備を始めるということですが、340万円の中身を教えてください。どういうことをやられるのか。

それから次、108ページ、上から2つ目の枠の15節、工事請負費の021小学校の駐車場改修ということで399万円、この内容、どんなふうにされるかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（神通川清一君） 住吉考査役。

○総務課考査役（住吉 誠君） では、18ページの関係の使用料手数料の関係で18ページの方をご覧願いたいと思います。

この中で非常に前年と比べて減ったというような関係で、どこが減ったかと若干わかる範囲でご説明申し上げますけれども、18ページの使用料の中の3段目、児童クラブの使用料というのが79万2,000円あります。これについては前年度278万4,000円ということで、ここで200万円近くの減額ということになっておりますので、これは先ほどの条例改正の中で若干出て金額等が少なくなったという関係で金額が大きく減額に

なったということでございます。

それから若干下の教育使用料の中の下から4段目のミラ・フード館使用料が75万円になっております。これについては前年度が273万円ということでございまして、これについては200万円くらい減っております。これについては、ミラ・フード館の食堂関係の使用料がまだ予算編成の時点ではしっかり決まっていなかったものですから、そっくり落とししたというのが状況でございまして、それに伴いまして若干90万円近く増えると思うのですけれども、そっくり計上していないという関係で前年度と比べて非常に大きく減額ということになっております。

それから私の関係ですけれども、村債の関係なのですけれども、ページで30ページの関係ですけれども、まず施設整備事業の一般財源化分というこの起債の内容なのですけれども、この起債は平成18年からつくられたという起債でありまして、平成17年までについては、市町村が施設を整備する場合、対象事業費の2分の1については国庫補助の対象になっておりましたけれども、18年からそういう国庫補助制度がすべて廃止されたという状況でございました。といっても実際にそれぞれの市町村において保育所等を建設する場合において、どうしても財源がないものですから、そこでこういう起債という形で平成18年から創設されたという制度でございまして、対象事業費の2分の1について100%起債ができるというような起債でございまして、現在のところ交付税措置が100%返ってくるというような起債でございまして、18年から創設された起債ということになっております。

待機児童については、全くそういう規制等はございません。

それからその下の臨時財政対策債の2億円の関係なのですけれども、これについては来年度においては臨時財政対策債については、前年度に比べて20%くらい減額になるというのが国の方から示されておりますので、前年度については2億6,400万円くらい借りたわけなのですけれども、それに8掛けをしますと約2億円ちょっとになるのですけれども、実際に6月、7月になってみないと金額がはっきりしないのですけれども、かたいところで2億円というようなことで計上してあります。

それから前段の2億円の保育園の方に充当する関係なのですけれども、一応保育園の建設の方では工事費で5億円ということで見えてありますけれども、実際に業者さんが入札してみないことには金額が幾らになるというのが現段階ではわかりません。あくまでどの範囲が起債の対象になるかというのも実際にとった業者によって、工事をどこから着工するかによってはっきりしませんので、一応工事費は5億円ということ

でしたけれども、入札等で若干下がるだろうということがありますし、それから事業の対象にならない分も結構あるのではないかとということで、一応起債の対象になる事業費を4億円というようなことで見て、その2分の1について起債ができるというようなことで計上してあります。

以上です。

○議長（神通川清一君） 平沢保健福祉課長。

○保健福祉課長（平沢隆一君） 児童手当の関連法案の関係でありますけれども、今言えるのは、6月の支払月に確実に払えるのは22年度の2、3月分、これは今の児童手当になりますので、今のシステムで払うことはできると思います。ただ、関連法案が通らない場合、4月からは現行の児童手当法のみを対象になりますので、そうなりますと、まず児童の子ども手当ではなくて児童手当の単価が子ども手当と変わります。それから所得制限がかかります。それから6年生までしか支給の対象になりません。この部分でもってシステムの改修が当然必要になるわけですがけれども、今、電算の方へ連絡をとりましても、電算の方でも全然システム改修の見込みが立たないという状態ですので、23年度分、仮に児童手当で4、5月分以降払うことになれば、6月の支給には間に合わないかなとは思っておりますけれども、どうなりますかというところです。

以上です。

○議長（神通川清一君） 山口総務課長。

○総務課長（山口隆也君） 第五次総合計画の基本構想の委託料ですが、私、今、明細を持っていないものですから、また後で明細を言いたいと思います。基本構想策定のための総合調査、これは第四次のときですが、これはたしか信州大学の関係に委託をしたのですが、総合調査の関係の委託研究のための委託料ということになります。詳細は私は今、持っていませんから申しわけありませんけれども、全体としてはそういう内容です。

○7番（竹野園麿君） 後で聞けますか。

○総務課長（山口隆也君） はい。

○議長（神通川清一君） 小口次長。

○教育次長（小口 正君） 108ページの工事請負費の中の小学校の駐車場の改修工事のご質問であります。これは高学年棟、一番北側の棟、グラウンドと道路との間のところ、体育館の西側の高学年棟があります。その北側、道路との間、建物との間を

活用しまして、ここに14台分を確保したいということで、職員駐車場として確保していきたいということでもあります。安全面も考慮しながら、フェンスで囲って安全対策にも心がけるという計画であります。

当初は、現在今ある職員駐車場、斜めにとめて、また、縦列駐車もしているわけですが、そのところは庭の方へ、庭園の方へ少し広げたらどうかという案で動き出したわけですが、実際にいろいろとはかってみますと、そう多くのとめる台数がそれほど確保できない。ほとんど確保できないという状況の中で、ほかにかというか、いい場所がないかというようなことで、今現在も縦列駐車で若干の車を職員がとめているわけですが、そこを整備すれば14台確保できる。従来、今ある駐車場と使い分けをしていけば当面は職員駐車場としてはいいのではないかとということで、現場の先生等とも相談しながらこんな提案をさせていただくわけでもあります。

○議長（神通川清一君） 竹野議員、よろしいですか。

竹野議員。

○7番（竹野園麿君） 確認させていただきます。村債のことで、よくわからなかった。

つまり施設の2億円、これはわからなかった。事業費の2分の1とかというふうに聞いたけれども、2億円はそうすると充当率は2分の1ということですか。50%ということですか。

つまり、そうすると2億円起債を起こしても、さっき最初の説明では私は2億円総額が交付税100%措置されるというふうに理解していたけれども、半分の1億が交付税措置という、そういうことですか。そこをちょっとはっきりして、理解できなかったから、そこをもう一度教えてください。

それと子ども手当、山形では、もし法案が通らなくてもとの児童手当の形になってしまうということになれば、山形では期日、つまり6月の第1回の支給のときには事務的に間に合わない。つまり山形、こういう小さな1万人以下の自治体でも対応できない、そういうふうに理解してよろしいですか。そこだけちょっと確認させていただきます。

○議長（神通川清一君） 山口総務課長。

○総務課長（山口隆也君） もう1回簡単に説明させていただきますと、保育園の関係ですが、5億円というのは取付道路とか造成とかいろいろなものを、23年度にどういう工事をされるかわかりませんが、住吉考査役の方でどこから手が入るかわからないということで説明申し上げたのですが、それを含めて5億円ということにしてある

わけです。そのうちに、極端に言いますと、この起債は建物、いわゆる園舎しか対象になりませんよ。ちょっとその辺が私どもわかりませんので、園舎しか対象にならないという、逆に5億円のうち4億円が園舎かもしれないので、その該当になる4億円の2分の1ということです。そうすると2億円、その2億円は交付税算入率100%の、それから充当率100%という、そういう意味です。

○7番(竹野園麿君) 確認だけども、今、想定どおりいけば2億円そっくりが100%交付税措置されるという。

○総務課長(山口隆也君) 2億円に対してという。

○議長(神通川清一君) 平沢保健福祉課長。

○保健福祉課長(平沢隆一君) システム改修がいつごろまでにできるかということなのです、最終的には。システムができ上がって、それを使って支給がいつごろできるかという見通しが立つわけですので、6月に支給できるかどうかということはわからないということです。意味わかりますか。そういうことです。

○議長(神通川清一君) 竹野議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(神通川清一君) 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案の委員会付託

○議長(神通川清一君) 日程第28、議案の委員会付託について議題とします。

本日提出されました議案第3号から議案第23号については、お手元に配付の議案付託表のとおり各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認めます。よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長(神通川清一君) 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了いたしました。

本日の本会議はこれにて閉議し散会とします。ご苦労さまでした。

(午後 1時45分)